

## 平成21年4月の障害福祉サービス報酬改定について

(注) 以下の内容については、今後変更がありうるものである。

### I. 基本的な考え方

平成21年4月に行う障害福祉サービス費用（いわゆる報酬）の額の改定に当たっては、利用者・事業者双方の視点からその体系を見直すこととし、新体系事業、旧法施設及び障害児施設について、次のような基本的な視点に立った改定を行う。

#### 1. 良質な人材の確保

障害福祉サービスにおける福祉・介護人材の確保が困難である現状を改善し、質の高いサービスを安定的に提供するためには、福祉・介護人材の処遇改善を進めることが必要であり、専門性のある人材の評価を高めること等を通じて、良質な人材の確保を推進する。

#### 2. サービス提供事業者の経営基盤の安定

利用者へのサービス提供基盤を確保するためには、サービス提供事業者が安定して事業を運営していくことができる状況が必要であることから、それぞれの事業の実情を十分に踏まえた上で、サービス提供事業者の経営基盤の安定を図るための措置を講じる。

#### 3. サービスの質の向上

重度者への対応を含め、各サービスの目的・機能に即した良質なサービスの提供を促進することが重要であり、障害特性へのきめ細かな配慮や医療的なケアへの対応など、障害福祉サービスの質の向上を図る。

#### 4. 地域生活の基盤の充実

地域生活を支える各種サービスの基盤整備を更に進めることが必要

であることから、グループホーム・ケアホームにおける支援体制の充実など、各サービスの地域生活支援機能を高める。

## 5. 中山間地域等への配慮

いわゆる中山間地域等においては、規模の拡大を図ることが困難である等の事情により厳しい経営環境にあることから、小規模事業所や中山間地域等の訪問系のサービス提供事業所について配慮するなどにより、地域におけるサービス提供体制の確保を図る。

## 6. 新体系への移行の促進

新体系事業に移行した事業所は全体の約3割（平成20年4月現在）であり、移行をより一層促進するためには、新体系事業の報酬について旧法施設における人員配置等も踏まえてその充実を図ることが重要であり、就労継続支援事業における支援体制の充実を図るなど、新体系への円滑な移行のための環境を整備する。

# II. 各サービスの報酬算定構造見直し（案）の概要

## 1. 新体系事業

### （1）共通的事項

- 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、
  - ・ 訪問系サービスに関しては、サービス提供体制の整備、良質な人材の確保、重度障害者への対応等に積極的に取り組む事業所により提供されるサービスについて、報酬上の評価を行う。
  - ・ その他の事業に関しては、介護福祉士等の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 地域における小規模事業所の役割に着目し、小規模事業所により提供されるサービスについて、報酬上の配慮を行う。
- 日中活動系サービスについて、食費負担を原材料費相当にする措置を継続するとともに、今後の関係方面における議論を踏まえ、

事業運営に配慮するための報酬上の措置を検討する。

- 基準上看護職員の配置を要しないサービスにおいて、医療的なケアを要する者の受入れを行う場合に、医療機関との契約に基づく連携により当該医療機関から看護サービスを受けて提供されるサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 新事業移行時特別加算について、新体系事業への移行が当面の一時的なものであることにかんがみ、廃止する（基金事業に移行して実施する予定。）。

## **(2) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）**

- 中山間地域等の事業所により提供されるサービスについて、報酬上の配慮を行う。
- 初回時や緊急時などサービス提供責任者の労力が特にかかる場合について、報酬上の評価を行う。
- 上記に加え、重度訪問介護の基本報酬について、サービス提供時間に即した給付とするために利用時間の区分の細分化を行うとともに、行動援護の基本報酬において、その利用の実情を踏まえ、1日当たり5時間以上のサービスについて報酬上の評価を行う。

## **(3) 生活介護**

- 基本報酬について、平均障害程度区分に基づく評価を見直し、利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。これに伴い、基本報酬体系の変更による影響に配慮するための加算を設ける。
- 自立訓練（機能訓練）と同様に、個別のリハビリテーション実施について、報酬上の評価を行う。

## **(4) 児童デイサービス**

- 利用児童の家族に対する支援方法の指導などを行うための指導員を、基準を超えて配置する事業所によるサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 社会保障審議会障害者部会の報告において、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業を実施するものについて放課後

型のデイサービスとして新たな枠組みで事業を実施していくべきとされたことを踏まえ、一定以上の年齢に達している児童など、集団療育が適当であると考えられる児童に対する児童デイサービス事業（いわゆる経過的児童デイサービス）の実施を引き続き可能とする。

#### **（５）短期入所**

- 現行の昼夜一体の利用形態のほか、短期入所を利用する日に他の日中活動を利用することができるよう、基本報酬において、夜間のみ利用する場合の報酬区分を設ける。
- 医療的なケアを必要とする者に対応する短期入所サービスの提供基盤の整備を図る観点から、充実した看護体制をとる医療機関により提供される短期入所サービス、医療機関により提供される宿泊を伴わない短期入所サービスの提供について、報酬上の評価を行う。
- 短期入所サービスの提供基盤の充実を図る観点から、障害者支援施設等の入所施設以外の事業所（いわゆる単独型事業所）によるサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 重度障害者に対する手厚い支援、短期間の利用及び栄養士の配置による食事の提供について、報酬上の評価を行う。

#### **（６）重度障害者等包括支援**

- 中山間地域等の事業所により提供されるサービスについて、報酬上の配慮を行う。

#### **（７）共同生活介護（ケアホーム）**

- 地域の中での少人数単位の支援を評価する観点から、基本報酬について、世話人の配置に応じた評価とする。また、長期間の入所・入院から地域生活に移行する場合等における短期間の体験利用時の単価を設ける。
- 夜間支援体制加算について、少人数単位で利用者の支援を行う場合を評価するための算定構造の見直しを行う。

- これらに伴い、経過措置として設けてきた小規模事業加算及び小規模事業夜間支援体制加算は、廃止する。
- 日中活動系サービスを利用する共同生活介護の利用者が心身の状況等により日中活動系サービスを利用できない場合における加算について、報酬上の評価の対象となる者の範囲を拡大する。
- 施設入所支援と同様に、刑務所出所後の利用者等に係る関係機関との連携等について、報酬上の評価を行う。

#### (8) 施設入所支援

- 基本報酬について、平均障害程度区分に基づく評価を見直し、利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。これに伴い、基本報酬体系の変更による影響に配慮するための加算を設ける。
- 医療的なケアを要する者への夜間の看護体制について報酬上の評価を行う。
- 土日等日中活動サービスを算定しない日における施設入所支援におけるサービス提供について、その重要性にかんがみ、基本報酬に加えて更に報酬上の評価を行う。
- 入所者の栄養改善や食生活の質の向上を更に推進する観点から、施設に配置された管理栄養士又は栄養士による栄養管理の評価対象に小規模施設を加えるとともに、管理栄養士を中心に行う利用者一人ひとりに応じた個別の栄養管理、経管栄養から経口栄養への移行、誤嚥が認められる者の経口維持、療養食の提供について、報酬上の評価を行う。
- 刑務所から出所した者、医療観察法の指定医療機関を退院した者等の円滑な社会復帰を支援する観点から、これらの利用者に係る受入体制の整備及び関係機関との連携等について、報酬上の評価を行う。

#### (9) 自立訓練（機能訓練）

- 訪問による訓練に係る基本報酬について、その充実を図るため、2時間以上の場合を評価するための単価を設ける。
- 理学療法士又は作業療法士が中心となって、利用者ごとのリハ

ビリテーション計画を作成し、個別のリハビリテーションを実施することについて、報酬上の評価を行う。

#### (10) 自立訓練（生活訓練）

- 訪問による訓練に係る基本報酬について、機能訓練と同様に、2時間以上の場合を評価するための単価を設ける。

##### （宿泊型）

- 基本報酬について、知的障害者通勤寮や精神障害者生活訓練施設における訓練の実情を踏まえ、利用開始から2年間の単価を一定とする。
- 施設入所支援と同様に、刑務所出所後の利用者等に係る関係機関との連携等について、報酬上の評価を行う。
- 一般の事業所で就労する利用者の自活に向けた生活面の訓練について、関係者との調整等をきめ細かく行うことによって利用者への支援の質の向上を図るため、報酬上の評価を行う。
- 入院時、帰宅時、退所時や、心身の状況等により出勤等ができない場合の日中における利用者の支援について、他の居住系サービスにおける報酬上の取扱いを踏まえ、報酬上の評価を明確化する。

#### (11) 就労移行支援

- 就労移行支援体制加算について、一般就労への移行・定着の実績をきめ細かく報酬上の評価に反映するものへと見直す。
- 一般就労への移行支援の質の向上を図る観点から、そのノウハウを習得する研修の修了者等を就労支援員として配置する事業所のサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 一般就労の現場での訓練が利用者の就労移行に有効であることにかんがみ、施設外の一般の事業所等で行われる訓練について、報酬上の評価を行う。

##### （養成施設）

- 就労移行支援と同様の見直しを行う（施設外の一般の事業所等で行われる訓練についての報酬上の評価を除く。）。

#### **（12）就労継続支援A型**

- 基本報酬において、手厚い就労支援体制をとる事業所により提供されるサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 重度者の利用促進を図る観点から、就労継続支援B型と同様に、重度者の利用に着目した報酬上の評価を行う。
- 一般就労の現場での就労の機会の提供が利用者の工賃向上に有効であることにかんがみ、施設外の一般の事業所等で行われる就労の機会の提供について、報酬上の評価を行う。

#### **（13）就労継続支援B型**

- 基本報酬において、手厚い就労支援体制をとる事業所により提供されるサービスについて、報酬上の評価を行う。また、これに伴い、障害基礎年金1級受給者の利用に着目した評価について、基本報酬から加算に振り替えた上で、その内容を見直す。
- 就労継続支援A型と同様に、施設外の一般の事業所等で行われる就労の機会の提供について報酬上の評価を行う。
- 工賃向上の取組を促進する観点から、目標工賃を達成するための指導員を、基準を超えて配置する事業所によるサービスについて、報酬上の評価を行う。

#### **（14）共同生活援助（グループホーム）**

- 基本報酬について、共同生活介護と同様に、世話人の配置に応じた評価とするとともに、長期間の入所・入院から地域生活に移行する場合等における短期間の体験利用時の単価を設ける。これに伴い、小規模事業加算は廃止する。
- 夜間における防災体制の強化を図るため、警備会社との契約等により夜間の防災体制を整える事業所によるサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 利用者が心身の状況等により就労又は日中活動系サービスの利

用ができない場合の日中に行う支援について、共同生活介護と同様に、報酬上の評価を行う。

- 施設入所支援と同様に、刑務所出所後の利用者等に係る関係機関との連携等について、報酬上の評価を行う。

### (15) 指定相談支援

- 質の高いケアマネジメントの実施体制を整えている事業所によるサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 中山間地域等の事業所により提供されるサービスについて、訪問系サービスと同様に、報酬上の配慮を行う。

## 2. 旧法施設

- 新体系事業における各種加算の見直し内容及び各旧法施設の事業内容等を踏まえ、新体系事業と同様に、
  - ・ 介護福祉士等の資格保有者が一定割合雇用されている事業所により提供されるサービスについて、報酬上の評価を行う。
  - ・ 入所施設に配置された管理栄養士又は栄養士による栄養管理の評価対象に小規模施設を加えるとともに、管理栄養士を中心に行う利用者一人ひとりに応じた個別の栄養管理等を行う入所施設によるサービスについて報酬上の評価を行う。
  - ・ 通所施設について、食費負担を原材料費相当にする措置を継続するとともに、今後の関係方面における議論を踏まえ、事業運営に配慮するための報酬上の措置を検討する。
  - ・ 身体障害者更生施設等における理学療法士又は作業療法士を中心とする個別のリハビリテーションの実施について、報酬上の評価を行う。
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算及び知的障害者通所施設についての栄養管理体制加算を継続するとともに、激変緩和加算を廃止する（基金事業に移行して実施する予定。）。

## 3. 障害児施設

- 被虐待児への心理的ケアの充実を図る観点から、心理担当職員を



配置する知的障害児施設等の福祉系の入所施設によるサービスについて、報酬上の評価を行う。

- 投薬等の医学的管理を必要とする児童の処遇向上を図る観点から、基準上は看護職員の配置を要しない知的障害児施設、盲児施設及びろうあ児施設のうち、看護職員を配置する事業所によるサービスについて、報酬上の評価を行う。
- 利用者のサービス利用環境の充実と社会資源の有効活用を図る観点から、盲児施設及びろうあ児施設の基本報酬について、知的障害児が利用する場合の報酬単価を設定する。
- 難聴幼児通園施設に関し、その利用の実情を踏まえ、基本報酬において小規模事業所により提供されるサービスについて報酬上の配慮を行うとともに、人工内耳装用児に対する丁寧な支援について報酬上の評価を行う。
- 新体系事業と同様に、
  - ・ 介護福祉士等の資格保有者が一定割合雇用されている事業所により提供されるサービスについて、報酬上の評価を行う。
  - ・ 施設に配置された管理栄養士又は栄養士による栄養管理の評価対象に小規模施設を加えるとともに、管理栄養士を中心に行う利用者一人ひとりに応じた個別の栄養管理を行う入所施設によるサービスについて報酬上の評価を行う。
  - ・ 通園施設について、食費負担を原材料費相当にする措置を継続するとともに、今後の関係方面における議論を踏まえ、事業運営に配慮するための報酬上の措置を検討する。
  - ・ 入所施設による退所時の支援について、報酬上の評価を行う。
- 激変緩和加算を廃止する（基金事業に移行して実施する予定。）。

# 障害福祉サービス費等の報酬算定構造（案）

※ 本資料は、現段階で整理したものであり、今後変更があり得るものである。

## 目 次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	3
行動援護サービス費	5
療養介護サービス費	7
生活介護サービス費	9
児童デイサービス費	11
短期入所サービス費	13
重度障害者等包括支援サービス費	15
共同生活介護サービス費	17
施設入所支援サービス費	19
機能訓練サービス費	21
生活訓練サービス費	23
宿泊型自立訓練サービス費	25
就労移行支援サービス費	27
就労移行支援（養成）サービス費	29
就労継続支援A型サービス費	31
就労継続支援B型サービス費	33
共同生活援助サービス費	35
サービス利用計画作成費	37
旧身体障害者入所更生施設支援費	39
旧身体障害者通所更生施設支援費	41
旧身体障害者入所療護施設支援費	43
旧身体障害者通所療護施設支援費	45
旧身体障害者入所授産施設支援費	47
旧身体障害者通所授産施設支援費	49
旧知的障害者入所更生施設支援費	51
旧知的障害者通所更生施設支援費	53
旧知的障害者入所授産施設支援費	55
旧知的障害者通所授産施設支援費	57
旧知的障害者通勤寮支援費	59
知的障害児施設給付費	61
第一種自閉症児施設給付費	63
第二種自閉症児施設給付費	65
知的障害児通園施設給付費	67
盲児施設給付費	69
ろうあ児施設給付費	71
難聴幼児通園施設給付費	73
肢体不自由児施設（入所）給付費	75
肢体不自由児施設（通所）給付費	77
肢体不自由児療護施設給付費	79
肢体不自由児通園施設給付費	81
指定医療機関（肢体不自由児）給付費	83
重症心身障害児施設給付費	85
指定医療機関（重症心身障害児）給付費	87

# ○居宅介護サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注 3級ヘルパー等により行われる場合	注 重度訪問介護研修修了者による場合	注 2人の居宅介護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (230単位)	×70/100	1時間未満 (160単位) 2時間未満 (320単位) 3時間未満 (480単位) ※3時間以上 (550単位に30分を増すごとに+70単位)	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
	(2) 30分以上1時間未満 (400単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (580単位)				
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (655単位)				
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (730単位)				
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (805単位)				
	(7) 3時間以上 (875単位に30分を増すごとに+70単位)				
ロ 通院等介助 (身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (230単位)	×70/100	1時間未満 (160単位) 2時間未満 (320単位) 3時間未満 (480単位) ※3時間以上 (550単位に30分を増すごとに+70単位)	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
	(2) 30分以上1時間未満 (400単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (580単位)				
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (655単位)				
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (730単位)				
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (805単位)				
	(7) 3時間以上 (875単位に30分を増すごとに+70単位)				
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (80単位)	×90/100	×90/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
	(2) 30分以上1時間未満 (150単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (225単位)				
	(4) 1時間30分以上 (295単位に30分を増すごとに+70単位)				
ニ 通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (80単位)	×90/100	×90/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
	(2) 30分以上1時間未満 (150単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (225単位)				
	(4) 1時間30分以上 (295単位に30分を増すごとに+70単位)				
ホ 通院等乗降介助 (99単位)					
利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)			

# 改正後報酬体系(案)

	注	注	注	注	注	注
基本部分	3級ヘルパー等により行われる場合	重度訪問介護研修修了者による場合	2人の居宅介護従業者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算(仮)	特別地域加算(仮)
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (〇〇単位)	×70/100	1時間未満 (〇〇単位) 2時間未満 (〇〇単位) 3時間未満 (〇〇単位)	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	(Ⅰ) 体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合 +〇〇/100 (Ⅱ) 体制要件、人材要件に適合する場合 +〇〇/100 (Ⅲ) 体制要件、重度対応要件に適合する場合 +〇〇/100	×〇〇/100
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)					
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)					
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (〇〇単位)					
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (〇〇単位)					
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (〇〇単位)					
	(7) 3時間以上 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)					
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (〇〇単位)	×70/100	※3時間以上(〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	(Ⅰ) 体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合 +〇〇/100 (Ⅱ) 体制要件、人材要件に適合する場合 +〇〇/100 (Ⅲ) 体制要件、重度対応要件に適合する場合 +〇〇/100	×〇〇/100
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)					
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)					
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (〇〇単位)					
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (〇〇単位)					
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (〇〇単位)					
	(7) 3時間以上 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)					
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (〇〇単位)	×90/100	×90/100	×200/100	(Ⅰ) 体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合 +〇〇/100 (Ⅱ) 体制要件、人材要件に適合する場合 +〇〇/100 (Ⅲ) 体制要件、重度対応要件に適合する場合 +〇〇/100	×〇〇/100
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)					
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)					
	(4) 1時間30分以上 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)					
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (〇〇単位)	×90/100	×90/100	×200/100	(Ⅰ) 体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合 +〇〇/100 (Ⅱ) 体制要件、人材要件に適合する場合 +〇〇/100 (Ⅲ) 体制要件、重度対応要件に適合する場合 +〇〇/100	×〇〇/100
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)					
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)					
	(4) 1時間30分以上 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)					
ホ 通院等乗降介助 (〇〇単位)						

初回加算(仮) (〇〇単位を加算)

緊急時対応加算(仮) (1回につき〇〇単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき〇〇単位を加算)

# ○重度訪問介護サービス費

## 現行報酬体系

基本部分	注 重度障害者 等の場合	注 障害程度区 分6に該当 する者の場 合	注 2人の重度 訪問介護従 業者による 場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場 合
イ 1時間未満 (160単位)	+15/100	+7.5/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
ロ 1時間以上2時間未満 (320単位)				
ハ 2時間以上3時間未満 (480単位)				
ニ 3時間以上4時間未満 (640単位)				
ホ 4時間以上5時間未満 (790単位)				
ヘ 5時間以上6時間未満 (940単位)				
ト 6時間以上7時間未満 (1,090単位)				
チ 7時間以上8時間未満 (1,240単位)				
リ 8時間以上12時間未満 (1,392単位に 1時間を増すごとに+152単位)				
ヌ 12時間以上16時間未満 (1,991単位に 1時間を増すごとに+143単位)				
ル 16時間以上20時間未満 (2,572単位に 1時間を増すごとに+152単位)				
ラ 20時間以上24時間未満 (3,171単位に 1時間を増すごとに+143単位)				

移動介護加算	
イ 1時間未満 (100単位を加算)	
ロ 1時間以上2時間未満 (150単位を加算)	
ハ 2時間以上3時間未満 (200単位を加算)	
ニ 3時間以上 (250単位を加算)	

利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)
-----------------------	------------------

# 改正後報酬体系(案)

基本部分	注 重度障害者等の場合	注 障害程度区分6に該当する者の場合	注 2人の重度訪問介護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算(仮)	注 特別地域加算(仮)
イ 1時間未満 (〇〇単位)						
ロ 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)						
ハ 1時間30分以上2時間未満 (〇〇単位)						
ニ 2時間以上2時間30分未満 (〇〇単位)						
ホ 2時間30分以上3時間未満 (〇〇単位)					(I) 体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合 +〇〇/100	
ヘ 3時間以上3時間30分未満 (〇〇単位)	+15/ 100	+7.5/ 100	×200/ 100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100  深夜の場合 +50/100	(II) 体制要件、人材要件に適合する場合 +〇〇/100	×〇〇/ 100
ト 3時間30分以上4時間未満 (〇〇単位)					(III) 体制要件、重度対応要件に適合する場合 +〇〇/100	
チ 4時間以上8時間未満 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						
リ 8時間以上12時間未満 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						
ヌ 12時間以上16時間未満 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						
ル 16時間以上20時間未満 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						
レ 20時間以上24時間未満 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)						

移動介護加算	イ 1時間未満 (〇〇単位を加算)	×〇〇/ 100
	ロ 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位を加算)	
	ハ 1時間30分以上2時間未満 (〇〇単位を加算)	
	ニ 2時間以上2時間30分未満 (〇〇単位を加算)	
	ホ 2時間30分以上3時間未満 (〇〇単位を加算)	
	ヘ 3時間以上 (〇〇単位を加算)	

初回加算(仮)	(〇〇単位を加算)
---------	-----------

緊急時対応加算(仮)	(1回につき〇〇単位を加算)
------------	----------------

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき〇〇単位を加算)
----------------------	----------------

# ○行動援護サービス費

## 現行報酬体系

基本部分	注 従事者の要件 が基準に満た ない場合	注 2人の行動援 護従事者によ る場合
イ 30分未満 (230単位)	×70/100	×200/100
ロ 30分以上1時間未満 (400単位)		
ハ 1時間以上1時間30分未満 (580単位)		
ニ 1時間30分以上2時間未満 (728単位)		
ホ 2時間以上2時間30分未満 (876単位)		
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (1,024単位)		
ト 3時間以上3時間30分未満 (1,172単位)		
チ 3時間30分以上4時間未満 (1,320単位)		
リ 4時間以上4時間30分未満 (1,468単位)		
ヌ 4時間30分以上 (1,616単位)		

利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）

（1回につき 150単位を加算）

# 改正後報酬体系(案)

	注	注	注	注
基本部分	従事者の要件が基準に満たない場合	2人の行動援護従事者による場合	特定事業所加算(仮)	特別地域加算(仮)
イ 30分未満 (〇〇単位)				
ロ 30分以上1時間未満 (〇〇単位)				
ハ 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)				
ニ 1時間30分以上2時間未満 (〇〇単位)			(I) 体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合 +〇〇/100	
ホ 2時間以上2時間30分未満 (〇〇単位)			(II) 体制要件、人材要件に適合する場合 +〇〇/100	
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (〇〇単位)			(III) 体制要件、重度対応要件に適合する場合 +〇〇/100	
ト 3時間以上3時間30分未満 (〇〇単位)				
チ 3時間30分以上4時間未満 (〇〇単位)	×70/100	×200/100		×〇〇/100
リ 4時間以上4時間30分未満 (〇〇単位)				
ヌ 4時間30分以上5時間未満 (〇〇単位)				
ル 5時間以上5時間30分未満 (〇〇単位)				
ヲ 5時間30分以上6時間未満 (〇〇単位)				
ワ 6時間以上6時間30分未満 (〇〇単位)				
カ 6時間30分以上7時間未満 (〇〇単位)				
ヨ 7時間以上7時間30分未満 (〇〇単位)				
タ 7時間30分以上 (〇〇単位)				
初回加算(仮) (〇〇単位を加算)				
緊急時対応加算(仮) (1回につき〇〇単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき〇〇単位を加算)				



# ○療養介護サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注						
		地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 看護職員、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	療養介護計画が作成されない場合				
イ 療養介護サービス費 (I)	(1) 定員40人以下 (904単位)	×965/ 1000	×70/100	×70/100	×95/100				
	(2) 定員41人以上60人以下 (885単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下 (868単位)								
	(4) 定員81人以上 (857単位)								
ロ 療養介護サービス費 (II)	(1) 定員40人以下 (659単位)								
	(2) 定員41人以上60人以下 (629単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下 (604単位)								
	(4) 定員81人以上 (591単位)								
ハ 療養介護サービス費 (III)	(1) 定員40人以下 (521単位)					×965/ 1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下 (495単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下 (484単位)								
	(4) 定員81人以上 (476単位)								
ニ 療養介護サービス費 (IV)	(1) 定員40人以下 (417単位)								
	(2) 定員41人以上60人以下 (385単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下 (371単位)								
	(4) 定員81人以上 (362単位)								
ホ 療養介護サービス費 (V)	(1) 定員40人以下 (417単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100				
	(2) 定員41人以上60人以下 (385単位)								
	(3) 定員61人以上80人以下 (371単位)								
	(4) 定員81人以上 (362単位)								
地域移行加算									
(入院中1回、退院後1回を限度として、500単位を加算)									

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注		
		地方公共団 体が設置す る指定療養 介護事業所 の場合	利用者の数 が利用定員 を超える場 合	又は 看護職員、 生活支援員 又はサービ ス管理責任 者の員数が 基準に満た ない場合	療養介護計画 が作成されな い場合
イ 療養介護サービス費 (I)	(1) 定員40人以下 (〇〇単位)	×965/ 1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)				
	(4) 定員81人以上 (〇〇単位)				
ロ 療養介護サービス費 (II)	(1) 定員40人以下 (〇〇単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)				
	(4) 定員81人以上 (〇〇単位)				
ハ 療養介護サービス費 (III)	(1) 定員40人以下 (〇〇単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)				
	(4) 定員81人以上 (〇〇単位)				
ニ 療養介護サービス費 (IV)	(1) 定員40人以下 (〇〇単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)				
	(4) 定員81人以上 (〇〇単位)				
ホ 療養介護サービス費 (V)	(1) 定員40人以下 (〇〇単位)				
	(2) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)				
	(4) 定員81人以上 (〇〇単位)				
地域移行加算 (入院中1回、退院後1回を限度として、〇〇単位を加算)					
福祉専門職員配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)					

# ○生活介護サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注		注		
		地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合		利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	生活介護計画等が作成されない場合
イ生活介護サービス費（Ⅰ）	(1) 定員40人以下	(1,320単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下	(1,282単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(1,231単位)				
	(4) 定員81人以上	(1,215単位)				
ロ生活介護サービス費（Ⅱ）	(1) 定員40人以下	(1,170単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下	(1,132単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(1,090単位)				
	(4) 定員81人以上	(1,076単位)				
ハ生活介護サービス費（Ⅲ）	(1) 定員40人以下	(998単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下	(966単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(931単位)				
	(4) 定員81人以上	(917単位)				
ニ生活介護サービス費（Ⅳ）	(1) 定員40人以下	(854単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下	(854単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(825単位)				
	(4) 定員81人以上	(811単位)				
ホ生活介護サービス費（Ⅴ）	(1) 定員40人以下	(805単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下	(769単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(751単位)				
	(4) 定員81人以上	(736単位)				
ヘ生活介護サービス費（Ⅵ）	(1) 定員40人以下	(728単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下	(697単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(674単位)				
	(4) 定員81人以上	(662単位)				
ト生活介護サービス費（Ⅶ）	(1) 定員40人以下	(679単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下	(646単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(629単位)				
	(4) 定員81人以上	(615単位)				
チ生活介護サービス費（Ⅷ）	(1) 定員40人以下	(633単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下	(604単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(589単位)				
	(4) 定員81人以上	(576単位)				
リ生活介護サービス費（Ⅸ）	(1) 定員40人以下	(603単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下	(571単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(557単位)				
	(4) 定員81人以上	(546単位)				
ヌ生活介護サービス費（Ⅹ）	(1) 定員40人以下	(572単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下	(538単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(533単位)				
	(4) 定員81人以上	(518単位)				
ル生活介護サービス費（Ⅺ）	(1) 定員40人以下	(525単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下	(494単位)				
	(3) 定員61人以上80人以下	(481単位)				
	(4) 定員81人以上	(466単位)				
牙基礎該当生活介護サービス費		(728単位)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 41単位を加算)				
新事業移行時特別加算		(当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき 45単位を加算)				
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)				
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	(月2)	(1) 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2) 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)				
食事提供体制加算		(1日につき 42単位を加算)				

## 改正後報酬体系(案)

基本部分				注	注		
				地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	生活介護計画等が作成されない場合
イ 生活介護サービス費	(一) 定員20人以下	(1) 区分6	(〇〇単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100
		(2) 区分5	(〇〇単位)				
		(3) 区分4	(〇〇単位)				
		(4) 区分3	(〇〇単位)				
		(5) 区分2以下	(〇〇単位)				
	(二) 定員21人以上40人以下	(1) 区分6	(〇〇単位)				
		(2) 区分5	(〇〇単位)				
		(3) 区分4	(〇〇単位)				
		(4) 区分3	(〇〇単位)				
		(5) 区分2以下	(〇〇単位)				
	(三) 定員41人以上60人以下	(1) 区分6	(〇〇単位)				
		(2) 区分5	(〇〇単位)				
		(3) 区分4	(〇〇単位)				
		(4) 区分3	(〇〇単位)				
		(5) 区分2以下	(〇〇単位)				
	(四) 定員61人以上80人以下	(1) 区分6	(〇〇単位)				
		(2) 区分5	(〇〇単位)				
		(3) 区分4	(〇〇単位)				
		(4) 区分3	(〇〇単位)				
		(5) 区分2以下	(〇〇単位)				
(五) 定員81人以上	(1) 区分6	(〇〇単位)					
	(2) 区分5	(〇〇単位)					
	(3) 区分4	(〇〇単位)					
	(4) 区分3	(〇〇単位)					
	(5) 区分2以下	(〇〇単位)					
ロ 基準相当生活介護サービス費							
人員配置体制加算(仮)	イ 定員60人以下	(1) 1.7:1の場合	(1日につき 〇〇単位を加算)	×965/1000			
		(2) 2:1の場合	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(3) 2.5:1の場合	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	ロ 定員61人以上	(1) 1.7:1の場合	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(2) 2:1の場合	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(3) 2.5:1の場合	(1日につき 〇〇単位を加算)				
福祉専門職員配置加算(仮)							
(1日につき〇〇単位を加算)							
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算							
(1日につき〇〇単位を加算)							
初期加算							
(1日につき〇〇単位を加算)							
訪問支援特別加算 (月2回を限度)		(1) 1時間未満	(1回につき〇〇単位を加算)				
		(2) 1時間以上	(1回につき〇〇単位を加算)				
事業運営配慮加算(仮)							
(1日につき〇〇単位を加算)							
リハビリテーション加算(仮)							
(1日につき〇〇単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)							
(1日につき〇〇単位を加算)							
食事提供体制加算							
(1日につき〇〇単位を加算)							

# ○児童デイサービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注					
イ 児童デイサービス費（Ⅰ）	(1) 平均利用人員10人以下/日 (754単位)	利用者の数が利用定員を超える場合	又は	児童デイサービス計画又は基準該当児童デイサービス計画が作成されない場合			
	(2) 平均利用人員11人以上20人以下/日 (508単位)						
	(3) 平均利用人員21人以上/日 (396単位)						
ロ 児童デイサービス費（Ⅱ）	(1) 平均利用人員10人以下/日 (407単位)				×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 平均利用人員11人以上20人以下/日 (283単位)						
	(3) 平均利用人員21人以上/日 (231単位)						
家庭連携加算 (月2回を限度)	(1) 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2) 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)						
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	(1) 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2) 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)						
送迎加算	(片道につき 54単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)						

# 改正後報酬体系(案)

基本部分							
イ 児童デイサービス費(Ⅰ)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">(1) 定員10人以下</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(2) 定員11人以上20人以下</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(3) 定員21人以上</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">(〇〇単位)</td> </tr> </table>	(1) 定員10人以下	(〇〇単位)	(2) 定員11人以上20人以下	(〇〇単位)	(3) 定員21人以上	(〇〇単位)
(1) 定員10人以下	(〇〇単位)						
(2) 定員11人以上20人以下	(〇〇単位)						
(3) 定員21人以上	(〇〇単位)						
ロ 児童デイサービス費(Ⅱ)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">(1) 定員10人以下</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(2) 定員11人以上20人以下</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(3) 定員21人以上</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">(〇〇単位)</td> </tr> </table>	(1) 定員10人以下	(〇〇単位)	(2) 定員11人以上20人以下	(〇〇単位)	(3) 定員21人以上	(〇〇単位)
(1) 定員10人以下	(〇〇単位)						
(2) 定員11人以上20人以下	(〇〇単位)						
(3) 定員21人以上	(〇〇単位)						

注									
利用者の数が利用定員を超える場合	又は	指導員若しくは保育士又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	児童デイサービス計画又は基準該当児童デイサービス計画が作成されない場合						
×70/100		×70/100	×95/100						
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">1日につき+〇〇単位</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1日につき+〇〇単位</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1日につき+〇〇単位</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1日につき+〇〇単位</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1日につき+〇〇単位</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1日につき+〇〇単位</td></tr> </table>	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位
1日につき+〇〇単位									
1日につき+〇〇単位									
1日につき+〇〇単位									
1日につき+〇〇単位									
1日につき+〇〇単位									
1日につき+〇〇単位									

福祉専門職員配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)

家庭連携加算 (月2回を限度)	(1) 1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)
	(2) 1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)

訪問支援特別加算 (月2回を限度)	(1) 1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)
	(2) 1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)

事業運営配慮加算(仮) (1回につき 〇〇単位を加算)

医療連携体制加算(仮) (1日につき 〇〇単位を加算)

送迎加算 (片道につき 〇〇単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 〇〇単位を加算)

# ○短期入所サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		
イ 短期入所サービス費（Ⅰ）	(1) 区分6	( 890単位 )
	(2) 区分5	( 757単位 )
	(3) 区分4	( 624単位 )
	(4) 区分3	( 562単位 )
	(5) 区分1・2	( 490単位 )
ロ 短期入所サービス費（Ⅱ）	(1) 区分3	( 757単位 )
	(2) 区分2	( 593単位 )
	(3) 区分1	( 490単位 )
ハ 短期入所サービス費（Ⅲ）		( 2,400単位 )
ニ 短期入所サービス費（Ⅳ）		( 1,400単位 )
食事提供体制加算 <div style="text-align: right;">( 1日につき 68単位を加算 )</div>		

注	
利用者の数が利用定員を超える場合	従業員の員数が基準に満たない場合
又は	
$\times 70/100$	$\times 70/100$

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		
イ 短期入所サービス費 (I)	(1) 短期入所のみの利用の場合	(一) 区分6 (〇〇単位)
		(二) 区分5 (〇〇単位)
		(三) 区分4 (〇〇単位)
		(四) 区分3 (〇〇単位)
		(五) 区分1・2 (〇〇単位)
	(2) 短期入所と他の日中活動系サービスを利用する場合	(一) 区分6 (〇〇単位)
		(二) 区分5 (〇〇単位)
		(三) 区分4 (〇〇単位)
		(四) 区分3 (〇〇単位)
		(五) 区分1・2 (〇〇単位)
ロ 短期入所サービス費 (II)	(1) 短期入所のみの利用の場合	(一) 区分3 (〇〇単位)
		(二) 区分2 (〇〇単位)
		(三) 区分1 (〇〇単位)
	(2) 短期入所と他の日中活動系サービスを利用する場合	(一) 区分3 (〇〇単位)
		(二) 区分2 (〇〇単位)
		(三) 区分1 (〇〇単位)
ハ 短期入所サービス費 (III)	(1) 宿泊を伴う場合 (〇〇単位)	
	(2) 日中のみ利用する場合 (〇〇単位)	
ニ 短期入所サービス費 (IV)	(1) 宿泊を伴う場合 (〇〇単位)	
	(2) 日中のみ利用する場合 (〇〇単位)	
ホ 短期入所サービス費 (V)	(1) 宿泊を伴う場合 (〇〇単位)	
	(2) 日中のみ利用する場合 (〇〇単位)	

注	
利用者の数が利用定員を超える場合	従業員の員数が基準に満たない場合 又は
$\times 70/100$	$\times 70/100$

短期利用加算 (仮) (1日につき〇〇単位を加算)

重度障害者支援加算 (仮) (1日につき〇〇単位を加算)

単独型加算 (仮) (1日につき〇〇単位を加算)

医療連携体制加算 (仮) (1日につき〇〇単位を加算)

栄養士配置加算 (仮)	イ 栄養士配置加算 (I) (1日につき 〇〇単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算 (II) (1日につき 〇〇単位を加算)
	ハ 栄養士配置加算 (III) (1日につき 〇〇単位を加算)

利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度) (1回につき 〇〇単位を加算)

食事提供体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)



# ○重度障害者等包括支援サービス費

## 現行報酬体系

基本部分

イ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合

ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合

基本部分		注 2人の居宅 介護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場 合
イ (1) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援 (1日につき12時間を超えない範囲)	4時間につき (700単位)	×200/ 100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100  深夜の場合 +50/100
イ (2) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援 (1日につき12時間を超える範囲)	4時間につき (682単位)		
ロ 短期入所	1日につき (890単位)		
ハ 共同生活介護	1日につき (541単位)		

# 改正後報酬体系(案)

基本部分

- イ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合
- ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合

基本部分

イ (1) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援 (1日につき12時間を超えない範囲)	4時間につき	(〇〇単位)
イ (2) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援 (1日につき12時間を超える範囲)	4時間につき	(〇〇単位)
ロ 短期入所	1日につき	(〇〇単位)
ハ 共同生活介護	1日につき	(〇〇単位)

注  
2人の居宅介護従業者による場合

×200/100

注  
夜間もしくは早朝の場合  
又は深夜の場合

夜間もしくは早朝の場合  
+25/100  
  
深夜の場合  
+50/100

注  
特別地域加算  
(仮)

×〇〇/100

# ○共同生活介護サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注 大規模住居減算	注 同居人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	注 共同生活介護計画が作成されていない場合
イ 共同生活介護サービス費	(1) 区分6 (444単位) (2) 区分5 (353単位) (3) 区分4 (300単位) (4) 区分3 (273単位) (5) 区分2 (210単位)	入居定員が8人以上 x 95/100	x 70/100	x 95/100
ロ 経過的原宅介護利用型共同生活介護サービス費	(142単位)	入居定員が21人以上 x 93/100		x 95/100
ハ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(210単位)			

夜間支援体制加算	イ 夜間支援対象利用者10人以下	(1) 区分5、6 (1日につき 97単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 52単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 24単位を加算)
	ロ 夜間支援対象利用者11人	(1) 区分5、6 (1日につき 85単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 40単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 20単位を加算)
	ハ 夜間支援対象利用者12人	(1) 区分5、6 (1日につき 83単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 38単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 17単位を加算)
	ニ 夜間支援対象利用者13人	(1) 区分5、6 (1日につき 79単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 34単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 15単位を加算)
	ホ 夜間支援対象利用者14人	(1) 区分5、6 (1日につき 72単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 27単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 13単位を加算)
	ヘ 夜間支援対象利用者15人	(1) 区分5、6 (1日につき 71単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 26単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 11単位を加算)
	ト 夜間支援対象利用者16人	(1) 区分5、6 (1日につき 71単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 26単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 9単位を加算)
	チ 夜間支援対象利用者17人	(1) 区分5、6 (1日につき 68単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 23単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 8単位を加算)
	リ 夜間支援対象利用者18人	(1) 区分5、6 (1日につき 63単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 19単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 7単位を加算)
	ス 夜間支援対象利用者19人	(1) 区分5、6 (1日につき 62単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 17単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 6単位を加算)
	ジュ 夜間支援対象利用者20人	(1) 区分5、6 (1日につき 61単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 16単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 5単位を加算)
	フ 夜間支援対象利用者21人以上30人以下	(1) 区分5、6 (1日につき 58単位を加算) (2) 区分4 (1日につき 11単位を加算) (3) 区分2、3 (1日につき 1単位を加算)

重症障害者支援加算 (1日につき 26単位を加算)

日中介護等支援加算 (1日につき 539単位を加算)

自立生活支援加算 (支援を行った日から180日を限度として、1日につき 14単位を加算)

入院時支援特別加算(月1回を限度)  
イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき 561単位を加算)  
ロ 入院期間が7日以上 (1回につき 1,122単位を加算)

帰宅時支援加算(月1回を限度)  
イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき 187単位を加算)  
ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき 374単位を加算)

長期入院時支援特別加算  
イ ロ以外 (1日につき 122単位)  
ロ 経過的原宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合 (1日につき 76単位)

長期帰宅時支援加算  
イ ロ以外 (1日につき 40単位)  
ロ 経過的原宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合 (1日につき 25単位)

小規模事業加算  
※平成18年10月1日から平成21年3月31日までの間  
(1) 定員4人 (1日につき 37単位を加算)  
(2) 定員5人 (1日につき 14単位を加算)

小規模事業定員別加算 ※平成18年10月1日から平成21年3月31日までの間	【一】 夜間支援対象利用者4人	ア 区分5、6 (1日につき 127単位を加算)
		イ 区分4 (1日につき 65単位を加算)
		ロ 区分2、3 (1日につき 26単位を加算)
	【二】 夜間支援対象利用者5人	ア 区分5、6 (1日につき 99単位を加算)
		イ 区分4 (1日につき 46単位を加算)
		ロ 区分2、3 (1日につき 22単位を加算)
	【三】 夜間支援対象利用者6人	ア 区分5、6 (1日につき 73単位を加算)
		イ 区分4 (1日につき 33単位を加算)
		ロ 区分2、3 (1日につき 16単位を加算)
	【四】 夜間支援対象利用者7人	ア 区分5、6 (1日につき 57単位を加算)
		イ 区分4 (1日につき 19単位を加算)
		ロ 区分2、3 (1日につき 11単位を加算)
【五】 夜間支援対象利用者8人	ア 区分5、6 (1日につき 42単位を加算)	
	イ 区分4 (1日につき 12単位を加算)	
	ロ 区分2、3 (1日につき 8単位を加算)	
【六】 夜間支援対象利用者9人	ア 区分5、6 (1日につき 32単位を加算)	
	イ 区分4 (1日につき 5単位を加算)	
	ロ 区分2、3 (1日につき 3単位を加算)	

## 改正後報酬体系(案)

基本部分	注 大規模住居減算		注 世帯人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	注 共同生活介護計画が作成されていない場合																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">共同生活介護サービス費〔Ⅰ〕 (4:1)</td> <td style="width: 30%;">(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2</td> <td style="width: 10%;">(○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位</td> <td rowspan="15" style="vertical-align: middle; text-align: center;">                     入居定員が 8人以上 ×○○/100                       入居定員が 21人以上 ×○○/100                 </td> <td rowspan="15" style="vertical-align: middle; text-align: center;">                     ×70/100                 </td> </tr> <tr> <td>共同生活介護サービス費〔Ⅱ〕 (5:1)</td> <td>(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2</td> <td>(○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位</td> <td rowspan="15" style="vertical-align: middle; text-align: center;">                     ×95/100                 </td> <td rowspan="15" style="vertical-align: middle; text-align: center;">                     ×95/100                 </td> </tr> <tr> <td>共同生活介護サービス費〔Ⅲ〕 (6:1)</td> <td>(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2</td> <td>(○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位</td> <td rowspan="15" style="vertical-align: middle; text-align: center;">                     ×95/100                 </td> <td rowspan="15" style="vertical-align: middle; text-align: center;">                     ×95/100                 </td> </tr> <tr> <td>共同生活介護サービス費〔Ⅳ〕 (体験利用)</td> <td>(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2</td> <td>(○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位</td> <td rowspan="15" style="vertical-align: middle; text-align: center;">                     ×95/100                 </td> <td rowspan="15" style="vertical-align: middle; text-align: center;">                     ×95/100                 </td> </tr> <tr> <td>経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費</td> <td>(1) 区分6</td> <td>(○)単位</td> <td rowspan="15" style="vertical-align: middle; text-align: center;">                     ×95/100                 </td> <td rowspan="15" style="vertical-align: middle; text-align: center;">                     ×95/100                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">六 個人単位や居宅介護等を利用する場合(特例)</td> <td>イを算定する場合</td> <td>(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">                     ×95/100                 </td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">                     ×95/100                 </td> </tr> <tr> <td>ロを算定する場合</td> <td>(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4</td> </tr> <tr> <td>ハを算定する場合</td> <td>(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4</td> </tr> </table>	共同生活介護サービス費〔Ⅰ〕 (4:1)	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2	(○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位	入居定員が 8人以上 ×○○/100  入居定員が 21人以上 ×○○/100	×70/100	共同生活介護サービス費〔Ⅱ〕 (5:1)	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2	(○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位	×95/100	×95/100	共同生活介護サービス費〔Ⅲ〕 (6:1)	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2	(○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位	×95/100	×95/100	共同生活介護サービス費〔Ⅳ〕 (体験利用)	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2	(○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位	×95/100	×95/100	経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費	(1) 区分6	(○)単位	×95/100	×95/100	六 個人単位や居宅介護等を利用する場合(特例)	イを算定する場合	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4	×95/100	×95/100	ロを算定する場合	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4	ハを算定する場合	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4				
共同生活介護サービス費〔Ⅰ〕 (4:1)	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2	(○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位	入居定員が 8人以上 ×○○/100  入居定員が 21人以上 ×○○/100			×70/100																																
共同生活介護サービス費〔Ⅱ〕 (5:1)	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2	(○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位					×95/100	×95/100																														
共同生活介護サービス費〔Ⅲ〕 (6:1)	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2	(○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位									×95/100	×95/100																										
共同生活介護サービス費〔Ⅳ〕 (体験利用)	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4 (4) 区分3 (5) 区分2	(○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位 (○)単位											×95/100			×95/100																						
経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費	(1) 区分6	(○)単位															×95/100	×95/100																				
六 個人単位や居宅介護等を利用する場合(特例)	イを算定する場合	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4																			×95/100	×95/100																
	ロを算定する場合	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4																																				
	ハを算定する場合	(1) 区分6 (2) 区分5 (3) 区分4																																				

福祉専門職員配置加算(仮)	(1日につき○○単位を加算)
---------------	----------------

夜間支援体制加算	夜間支援対象利用者数	区分	単位
【一】夜間支援対象利用者4人		(1) 区分5、6	(1日につき○○単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき○○単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき○○単位を加算)
【二】夜間支援対象利用者5人		(1) 区分5、6	(1日につき○○単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき○○単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき○○単位を加算)
【三】夜間支援対象利用者6人		(1) 区分5、6	(1日につき○○単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき○○単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき○○単位を加算)
【四】夜間支援対象利用者7人		(1) 区分5、6	(1日につき○○単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき○○単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき○○単位を加算)
【五】夜間支援対象利用者8人～10人		(1) 区分5、6	(1日につき○○単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき○○単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき○○単位を加算)
【六】夜間支援対象利用者11人～13人		(1) 区分5、6	(1日につき○○単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき○○単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき○○単位を加算)
【七】夜間支援対象利用者14人～16人		(1) 区分5、6	(1日につき○○単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき○○単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき○○単位を加算)
【八】夜間支援対象利用者17人～20人		(1) 区分5、6	(1日につき○○単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき○○単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき○○単位を加算)
【九】夜間支援対象利用者21人以上30人以下		(1) 区分5、6	(1日につき○○単位を加算)
		(2) 区分4	(1日につき○○単位を加算)
		(3) 区分2、3	(1日につき○○単位を加算)

重度障害者支援加算	(1日につき○○単位を加算)
-----------	----------------

日中支援加算(仮)	イ 区分4、5、6 (1日につき○○単位を加算)	ロ 区分2、3 (1日につき○○単位を加算)
-----------	--------------------------	------------------------

自立生活支援加算	(支援を行った日から180日を限度として、1日につき○○単位を加算)
----------	------------------------------------

入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	(1回につき○○単位を加算)
	ロ 入院期間が7日以上	(1回につき○○単位を加算)

帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	(1回につき○○単位を加算)
	ロ 外泊期間が7日以上	(1回につき○○単位を加算)

長期入院時支援特別加算	イ ロ以外	(1日につき○○単位を加算)
	ロ 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合	日につき○○単位を加算)

長期帰宅時支援加算	イ ロ以外	(1日につき○○単位を加算)
	ロ 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合	日につき○○単位を加算)

災害連携体制加算(仮)	(1日につき○○単位を加算)
-------------	----------------

保健観察所等連携加算(仮)	(1日につき○○単位を加算)
---------------	----------------

# ○施設入所支援サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注		
		地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合 生活支援員の員数が基準に満たない場合 施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合	
イ 施設入所支援サービス費（Ⅰ）	(1) 定員40人以下 (400単位)	×965/1000	×70/100	×95/100
	(2) 定員41人以上60人以下 (300単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (255単位)			
	(4) 定員81人以上 (231単位)			
ロ 施設入所支援サービス費（Ⅱ）	(1) 定員40人以下 (381単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (289単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (238単位)			
	(4) 定員81人以上 (214単位)			
ハ 施設入所支援サービス費（Ⅲ）	(1) 定員40人以下 (359単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (266単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (219単位)			
	(4) 定員81人以上 (195単位)			
ニ 施設入所支援サービス費（Ⅳ）	(1) 定員40人以下 (294単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (214単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (179単位)			
	(4) 定員81人以上 (162単位)			
ホ 施設入所支援サービス費（Ⅴ）	(1) 定員40人以下 (270単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (203単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (170単位)			
	(4) 定員81人以上 (153単位)			
ヘ 施設入所支援サービス費（Ⅵ）	(1) 定員40人以下 (262単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (195単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (163単位)			
	(4) 定員81人以上 (146単位)			
ト 施設入所支援サービス費（Ⅶ）	(1) 定員40人以下 (256単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (188単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (158単位)			
	(4) 定員81人以上 (141単位)			
チ 施設入所支援サービス費（Ⅷ）	(1) 定員40人以下 (188単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (146単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (127単位)			
	(4) 定員81人以上 (115単位)			
リ 施設入所支援サービス費（Ⅸ）	(1) 定員40人以下 (184単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (141単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (124単位)			
	(4) 定員81人以上 (112単位)			
ヌ 施設入所支援サービス費（Ⅹ）	(1) 定員40人以下 (180単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (138単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (121単位)			
	(4) 定員81人以上 (109単位)			
ル 施設入所支援サービス費（Ⅺ）	(1) 定員40人以下 (115単位)			
	(2) 定員41人以上60人以下 (99単位)			
	(3) 定員61人以上80人以下 (82単位)			
	(4) 定員81人以上 (88単位)			
重度障害者支援加算	(1) 重度障害者支援加算（Ⅰ） (1日につき 28単位を加算)	注 障害程度区分であり、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用している場合。 +22単位		
(Ⅱ) 重度障害者支援加算（Ⅱ）	(一) 施設入所支援サービス費（Ⅰ） (1日につき 40単位を加算)			
	(二) 施設入所支援サービス費（Ⅱ） (1日につき 164単位を加算)			
	(三) 施設入所支援サービス費（Ⅲ） (1日につき 96単位を加算)			
	(四) 施設入所支援サービス費（Ⅳ） (1日につき 435単位を加算)			
	(五) 施設入所支援サービス費（Ⅴ） (1日につき 505単位を加算)			
	(六) 施設入所支援サービス費（Ⅵ） (1日につき 563単位を加算)			
	(七) 施設入所支援サービス費（Ⅶ） (1日につき 605単位を加算)			
	(八) 施設入所支援サービス費（Ⅷ） (1日につき 676単位を加算)			
	(九) 施設入所支援サービス費（Ⅸ） (1日につき 704単位を加算)			
	(十) 施設入所支援サービス費（Ⅹ） (1日につき 730単位を加算)			
	(十一) 施設入所支援サービス費（Ⅺ） (1日につき 788単位を加算)			
新事業移行時特別加算	(当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき 21単位を加算)			
入院・外泊時加算	(1) 定員60人以下 (320単位)	×965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定	
	(2) 定員61人以上80人以下 (272単位)			
	(3) 定員81人以上 (247単位)			
地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)			
入院時支援特別加算(月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することとし、供給不可		
	(2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)			
長期入院等支援加算	(1) 定員60人以下 (160単位)	×965/1000	3月に限り、長期入院等（入院期間が8日を超える）の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時支援特別加算と選択することとし、供給不可	
	(2) 定員61人以上80人以下 (136単位)			
	(3) 定員81人以上 (123単位)			
栄養管理 体制加算	イ 栄養管理 (1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算)			
	体制加算（Ⅰ） (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき 17単位を加算)			
	(3) 定員81人以上 (1日につき 13単位を加算)			
	ロ 栄養管理 (1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算)			
	体制加算（Ⅱ） (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき 15単位を加算)			
	(3) 定員81人以上 (1日につき 12単位を加算)			
	ハ 栄養管理 (1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算)			
	体制加算（Ⅲ） (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき 8単位を加算)			
	(3) 定員81人以上 (1日につき 6単位を加算)			

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注		
		地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員の員数が基準に満たない場合	施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合
イ 定員40人以下	(1) 区分6 ○○単位 (2) 区分5 ○○単位 (3) 区分4 ○○単位 (4) 区分3 ○○単位 (5) 区分2以下(未判定の者を含む) ○○単位	×965/1000	×70/100	×95/100	×95/100
ロ 定員41人～60人以下	(1) 区分6 ○○単位 (2) 区分5 ○○単位 (3) 区分4 ○○単位 (4) 区分3 ○○単位 (5) 区分2以下(未判定の者を含む) ○○単位				
ハ 定員61人～80人以下	(1) 区分6 ○○単位 (2) 区分5 ○○単位 (3) 区分4 ○○単位 (4) 区分3 ○○単位 (5) 区分2以下(未判定の者を含む) ○○単位				
ニ 定員81人以上	(1) 区分6 ○○単位 (2) 区分5 ○○単位 (3) 区分4 ○○単位 (4) 区分3 ○○単位 (5) 区分2以下(未判定の者を含む) ○○単位				
人員配置体制加算(仮)	イ 定員60人以下 (1日につき○○単位を加算) ロ 定員61人以上 (1日につき○○単位を加算)				
重度障害者支援加算	(1) 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき ○○単位を加算) (2) 重度障害者支援加算(Ⅱ) (Ⅰ) 区分6 (1日につき ○○単位を加算) (Ⅱ) 区分5 (1日につき ○○単位を加算) (Ⅲ) 区分4 (1日につき ○○単位を加算) (Ⅳ) 区分3 (1日につき ○○単位を加算)	注 一定の条件を満たす場合 +○○単位			
施設管理体制加算(仮)	(1日につき○○単位を加算)				
土日等日中支援加算(仮)	(1日につき○○単位を加算)				
入院・外泊時加算	(1) 定員60人以下 (1日につき ○○単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき ○○単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき ○○単位を加算)	×965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定		
入院時支援特別加算(月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき ○○単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき ○○単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可			
長期入院等支援加算	(1) 定員60人以下 (1日につき ○○単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき ○○単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき ○○単位を加算)	×965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時支援特別加算と選択することとし、併給不可		
地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、○○単位を加算)				
小規模定員加算(仮)	(1日につき○○単位を加算)				
保護観察所等連携加算(仮)	イ 保護観察所等連携加算(Ⅰ) (1日につき○○単位を加算) ロ 保護観察所等連携加算(Ⅱ) (1日につき○○単位を加算)				
栄養士配置加算(仮)	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) (1) 定員40人以下 (1日につき○○単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき ○○単位を加算) (3) 定員61人以上80人以下 (1日につき ○○単位を加算) (4) 定員81人以上 (1日につき ○○単位を加算) ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) (1) 定員40人以下 (1日につき ○○単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき ○○単位を加算) (3) 定員61人以上80人以下 (1日につき ○○単位を加算) (4) 定員81人以上 (1日につき ○○単位を加算) ハ 栄養士配置加算(Ⅲ) (1) 定員40人以下 (1日につき ○○単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき ○○単位を加算) (3) 定員61人以上80人以下 (1日につき ○○単位を加算) (4) 定員81人以上 (1日につき ○○単位を加算)				
栄養マネジメント加算(仮)	(1日につき○○単位を加算)				
経口移行加算(仮)	(1日につき○○単位を加算)				
経口維持加算(仮)	(1日につき○○単位を加算)				
療養員加算(仮)	(1日につき○○単位を加算)				

# ○機能訓練サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員40人以下 (668単位)	× 965/1000	× 70/100	× 70/100	× 95/100	× 95/100
	(2) 定員41人以上60人以下 (635単位)					
	(3) 定員61人以上80人以下 (609単位)					
	(4) 定員81人以上 (572単位)					
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (187単位)					
	(2) 1時間以上 (280単位)					
ハ 基準該当機能訓練サービス費	(668単位)					

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算  
(1日につき1単位を加算)

新事業移行時特別加算  
(当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき8単位を加算)

初期加算  
(利用開始日から30日を限度として、1日につき10単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)  
(1回につき10単位を加算)

食事提供体制加算  
(1日につき2単位を加算)

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注				
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 機能訓練サービス費 (I)	(1) 定員20人以下 (〇〇単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	x95/100	
	(2) 定員21人以上40人以下 (〇〇単位)						
	(3) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位)						
	(4) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位)						
	(5) 定員81人以上 (〇〇単位)						
ロ 機能訓練サービス費 (II)	(1) 1時間未満 (〇〇単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	x95/100	
	(2) 1時間以上2時間未満 (〇〇単位)						
	(3) 2時間以上 (〇〇単位)						
ハ 基準該当機能訓練サービス費 (〇〇単位)							
福祉専門職員配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)							
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)							
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)							
事業運営配慮加算(仮) (1日につき 〇〇単位を加算)							
リハビリテーション加算(仮) (1日につき 〇〇単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 〇〇単位を加算)							
食事提供体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)							



# ○生活訓練サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注		注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員40人以下 (668単位) (2) 定員41人以上60人以下 (635単位) (3) 定員61人以上80人以下 (609単位) (4) 定員81人以上 (572単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100	
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (187単位) (2) 1時間以上 (280単位)						
ニ 基準該当生活訓練サービス費	(668単位)						

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき 41単位を加算)

新事業移行時特別加算 (当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき 48単位を加算)

初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)

短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ) (1日につき 180単位を加算)
	ロ 短期滞在加算(Ⅱ) (1日につき 115単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)

食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ) (1日につき 68単位を加算)
	ロ 食事提供体制加算(Ⅱ) (1日につき 42単位を加算)

精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算 (1日につき 180単位を加算)
	ロ 精神障害者退院支援施設加算 (1日につき 115単位を加算)

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (〇〇単位) (2) 定員21人以上40人以下 (〇〇単位) (3) 定員41人以上60人以下 (〇〇単位) (4) 定員61人以上80人以下 (〇〇単位) (5) 定員81人以上 (〇〇単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (〇〇単位) (2) 1時間以上2時間未満 (〇〇単位) (3) 2時間以上 (〇〇単位)					
ニ 基準該当生活訓練サービス費	(〇〇単位)					
福祉専門職員配置加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)				
事業運営配慮加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
医療連携体制加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	ロ 短期滞在加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 〇〇単位を加算)				
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	ロ 食事提供体制加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				

# ○宿泊型自立訓練サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注		
		利用者の数が 利用定員を超 える場合	又は 生活支援員、地 域移行支援員又 はサービス管理 責任者の員数が 基準に満たない 場合	自立訓練(生 活訓練)計画 等が作成さ れていない 場合
		×70/100	×70/100	×95/100
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)		(1) 利用期間が1年以内の場合 (270単位)		
		(2) 利用期間が1年を越える場合 (162単位)		
新事業移行時特別加算 (当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき48単位を加算)				
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)				
食事提供体制加算 (1日につき42単位を加算)				

# 改正後報酬体系(案)

基本部分

ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	(1) 利用期間が2年以内の場合	(〇〇単位)
	(2) 利用期間が2年を越える場合	(〇〇単位)

注		
利用者の数が 利用定員を超 える場合	生活支援員、地域移 行支援員又はサービ スマニージャーの員数 が基準に満たない場 合	自立訓練(生 活訓練)計画 等が作成され ていない場合
×70/100	×70/100	×95/100

福祉専門職員配置加算(仮) (1日につき 〇〇単位を加算)

初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)

日中支援加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)

通勤者生活支援加算(仮) (1日につき 〇〇単位を加算)

入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	(1回につき 〇〇単位を加算)
	ロ 入院期間が7日以上	(1回につき 〇〇単位を加算)

帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	(1回につき 〇〇単位を加算)
	ロ 外泊期間が7日以上	(1回につき 〇〇単位を加算)

長期入院時支援特別加算 (1日につき 〇〇単位を加算単位)

長期帰宅時支援加算 (1日につき 〇〇単位を加算単位)

退所時特別支援加算(仮) (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)

保護観察所等連携加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)

食事提供体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)

# ○就労移行支援サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注		注			
		注	注	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 就労移行支援サービス費(1)		(1)定員40人以下 (769単位)	x965/1000	x 70/100	x 70/100	x 95/100	x 95/100
		(2)定員41人以上60人以下 (737単位)					
		(3)定員61人以上80人以下 (693単位)					
		(4)定員81人以上 (657単位)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 41単位を加算)					
就労移行支援体制加算		(1日につき 26単位を加算)					
新事業移行時特別加算		(当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき 48単位を加算)					
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)					
訪問支援特別加算(月2回を限度)		イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)					
		ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)					
食事提供体制加算		(1日につき 42単位を加算)					
精神障害者退院支援施設加算		イ 精神障害者退院支援施設加算(I) (1日につき180単位を加算)					
		ロ 精神障害者退院支援施設加算(II) (1日につき115単位を加算)					

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 就労移行支援サービス費(1)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	(〇〇単位) (〇〇単位) (〇〇単位) (〇〇単位) (〇〇単位)	x965/1000	x 70/100	x 70/100	x 95/100 x 95/100
福祉専門職員配置加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
就労支援関係研修修了加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)				
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 ロ 1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算) (1回につき 〇〇単位を加算)				
事業運営配慮加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
就労移行支援体制加算	(1)前年度の定着率が5分以上1割5分未満の場合 (2)前年度の定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (3)前年度の定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (4)前年度の定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (5)前年度の定着率が4割5分以上の場合	(1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算)				
施設外就労加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
医療連携体制加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(I) ロ 精神障害者退院支援施設加算(II)	(1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 〇〇単位を加算)				
食事提供体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				

# ○就労移行支援(養成)サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
口 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (476単位)	x965/1000	x 70/100	x 70/100	x 95/100	x 95/100
	(2)定員41人以上60人以下 (446単位)					
	(3)定員61人以上80人以下 (402単位)					
	(4)定員81人以上 (389単位)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき41単位を加算)						
就労移行支援体制加算 (1日につき26単位を加算)						
新事業移行時特別加算 (当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき48単位を加算)						
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)						
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)					
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)						
食事提供体制加算 (1日につき42単位を加算)						

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注													
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数 が利用定員を 超える場合	又は 職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算										
ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)定員20人以下</td> <td style="text-align: right;">(○○単位)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員21人以上40人以下</td> <td style="text-align: right;">(○○単位)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員41人以上60人以下</td> <td style="text-align: right;">(○○単位)</td> </tr> <tr> <td>(4)定員61人以上80人以下</td> <td style="text-align: right;">(○○単位)</td> </tr> <tr> <td>(5)定員81人以上</td> <td style="text-align: right;">(○○単位)</td> </tr> </table>	(1)定員20人以下	(○○単位)	(2)定員21人以上40人以下	(○○単位)	(3)定員41人以上60人以下	(○○単位)	(4)定員61人以上80人以下	(○○単位)	(5)定員81人以上	(○○単位)	x965/1000	x 70/100	x 70/100	x 95/100	x95/100
(1)定員20人以下	(○○単位)															
(2)定員21人以上40人以下	(○○単位)															
(3)定員41人以上60人以下	(○○単位)															
(4)定員61人以上80人以下	(○○単位)															
(5)定員81人以上	(○○単位)															
福祉専門職員配置加算(仮)		(1日につき○○単位を加算)														
就労支援関係研修加算(仮)		(1日につき○○単位を加算)														
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき○○単位を加算)														
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき○○単位を加算)														
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき○○単位を加算)														
	ロ 1時間以上	(1回につき○○単位を加算)														
事業運営配慮加算(仮)		(1日につき○○単位を加算)														
就労移行支援体制加算	(1)前年度の定着率が5分以上1割5分未満の場合	(1日につき○○単位を加算)														
	(2)前年度の定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	(1日につき○○単位を加算)														
	(3)前年度の定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	(1日につき○○単位を加算)														
	(4)前年度の定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	(1日につき○○単位を加算)														
	(5)前年度の定着率が4割5分以上の場合	(1日につき○○単位を加算)														
医療連携体制加算(仮)		(1日につき○○単位を加算)														
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき○○単位を加算)														
食事提供体制加算		(1日につき○○単位を加算)														



# ○就労継続支援A型サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注		
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援A型計画等が作成されていない場合
イ 定員40人以下	(481単位)	x965/1000	x 70/100	x 70/100	x 95/100
ロ 定員41人以上60人以下	(448単位)				
ハ 定員61人以上80人以下	(439単位)				
ニ 定員81人以上	(424単位)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算					
(1日につき41単位を加算)					
就労移行支援体制加算					
(1日につき26単位を加算)					
新事業移行時特別加算					
(当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき48単位を加算)					
初期加算					
(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)					
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき87単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき80単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)					
(1回につき50単位を加算)					
食事提供体制加算					
(1日につき42単位を加算)					

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援A型計画等が作成されていない場合	
イ 就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	(〇〇単位)	x965/1000	x 70/100	x 70/100	x 95/100
(7.5:1)		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	(〇〇単位)				
(1.0:1)		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
		(〇〇単位)				
福祉専門職員配置加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				
重度者支援体制加算(仮)	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(1日につき 〇〇単位を加算)				
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)				
		(1回につき 〇〇単位を加算)				
事業運営配慮加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
就労移行支援体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				
施設外就労加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
医療連携体制加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 〇〇単位を加算)				
食事提供体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				

# ○就労継続支援B型サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注 地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	注 就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	注 激養緩和加算	
イ：就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）	(1)定員40人以下 (527単位)	x965/1000	x70/100	x70/100		
	(2)定員41人以上60人以下 (494単位)					
	(3)定員61人以上80人以下 (485単位)					
	(4)定員81人以上 (470単位)					
ロ：就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）	(1)定員40人以下 (481単位)					x95/100
	(2)定員41人以上60人以下 (448単位)					
	(3)定員61人以上80人以下 (439単位)					
	(4)定員81人以上 (424単位)					
ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費	( - )					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき 41単位を加算)						
就労移行支援体制加算 (1日につき 13単位を加算)						
目標工賃達成加算	イ 目標工賃達成加算（Ⅰ）（1日につき 26単位を加算） ロ 目標工賃達成加算（Ⅱ）（1日につき 10単位を加算）					
新事業移行時特別加算 (当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき 48単位を加算)						
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)						
訪問支援特別加算（月2回を限度）	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算（月1回を限度） (1回につき 150単位を加算)						
食事提供体制加算 (1日につき 42単位を加算)						

# 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	
イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)  (7.5.1)	(1)定員20人以下	(〇〇単位)	x965/1000	x 70/100	x 70/100	x 95/100
	(2)定員21人以上40人以下	(〇〇単位)				
	(3)定員41人以上60人以下	(〇〇単位)				
	(4)定員61人以上80人以下	(〇〇単位)				
	(5)定員81人以上	(〇〇単位)				
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)  (10.1)	(1)定員20人以下	(〇〇単位)	x965/1000	x 70/100	x 70/100	x 95/100
	(2)定員21人以上40人以下	(〇〇単位)				
	(3)定員41人以上60人以下	(〇〇単位)				
	(4)定員61人以上80人以下	(〇〇単位)				
	(5)定員81人以上	(〇〇単位)				
ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費		( - )				
福祉専門職員配置加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				
重度者支援体制加算(仮)	(1)定員20人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	(2)定員21人以上40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	(3)定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	(4)定員61人以上80人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	(5)定員81人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)				
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)				
	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)				
事業運営配慮加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
就労移行支援体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				
目標工賃達成加算	イ 目標工賃達成加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	ロ 目標工賃達成加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
目標工賃達成指導員配置加算(仮)	(1)定員20人以下	(1日につき〇〇単位を加算)				
	(2)定員21人以上40人以下	(1日につき〇〇単位を加算)				
	(3)定員41人以上60人以下	(1日につき〇〇単位を加算)				
	(4)定員61人以上80人以下	(1日につき〇〇単位を加算)				
	(5)定員81人以上	(1日につき〇〇単位を加算)				
施設外就労加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
医療連携体制加算(仮)		(1日につき 〇〇単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 〇〇単位を加算)				
食事提供体制加算		(1日につき 〇〇単位を加算)				

# ○共同生活援助サービス費

## 現行報酬体系

基本部分		注 大規模住居 減算	注	
			世話人又は サービス管理 責任者の員数 が基準に満た ない場合	共同生活援 助計画が作 成されてい ない場合
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(171単位)	入居定員が 8人以上 x 90/100	x 70/100	x 95/100
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(116単位)	入居定員が 21人以上 x 87/100		
ハ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費	(142単位)			
自立生活支援加算 (支援を行った日から180日を限度として、1日につき 14単位を加算)				
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき 561単位を加算)			
	ロ 入院期間が7日以上 (1回につき 1,122単位を加算)			
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき 187単位を加算)			
	ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき 374単位を加算)			
長期入院時支援特別加算 (1日につき 76単位)				
長期帰宅時支援加算 (1日につき 25単位)				
小規模事業加算※平成18年10月1 日から平成2021年3月31日までの 間	(1) 定員4人 (1日につき 37単位を加算)			
	(2) 定員5人 (1日につき 14単位を加算)			

# 改正後報酬体系(案)

基本部分	注 大規模住居 減算		注 世話人又は サービス管理 責任者の員数 が基準に満た ない場合
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1) (〇〇単位)			
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1) (〇〇単位)	入居定員が 8人以上 x 〇〇/ 100	x 70/100	
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1) (〇〇単位)			x 95/100
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (10:1) (〇〇単位)	入居定員が 21人以上 x 〇〇/ 100		
ホ 共同生活援助サービス費(Ⅴ) (体験利用) (〇〇単位)			
ヘ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費 (〇〇単位)			
福祉専門職員配置加算(仮) (1日につき 〇〇単位を加算)			
日中支援加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)			
夜間支援体制加算(仮)			
	(一) 夜間支援対象利用者4人		(1日につき〇〇単位を加算)
	(二) 夜間支援対象利用者5人		(1日につき〇〇単位を加算)
	(三) 夜間支援対象利用者6人		(1日につき〇〇単位を加算)
	(四) 夜間支援対象利用者7人		(1日につき〇〇単位を加算)
	(五) 夜間支援対象利用者8人以上30人以下		(1日につき〇〇単位を加算)
自立生活支援加算 (支援を行った日から180日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)			
入院時支援特別加算(月1回を限度)			
	イ 入院期間が3日以上7日未満		(1回につき 〇〇単位を加算)
	ロ 入院期間が7日以上		(1回につき 〇〇単位を加算)
帰宅時支援加算(月1回を限度)			
	イ 外泊期間が3日以上7日未満		(1回につき 〇〇単位を加算)
	ロ 外泊期間が7日以上		(1回につき 〇〇単位を加算)
長期入院時支援特別加算 (1日につき 〇〇単位を加算単位)			
長期帰宅時支援加算 (1日につき 〇〇単位を加算単位)			
医療連携体制加算(仮) (1日につき 〇〇単位を加算)			
保護観察所等連携加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)			

## ○サービス利用計画作成費

# 現行報酬体系

基本部分	注 事業者の要件 が基準に満た ない場合
サービス利用計画作成費（Ⅰ） <span style="float: right;">（ 850単位 ）</span>	-850単位
サービス利用計画作成費（Ⅱ） <span style="float: right;">（ 1,000単位 ）</span>	

# 改正後報酬体系(案)

基本部分	注 事業者の要件 が基準に満た ない場合	注 特別地域加算 (仮)
サービス利用計画作成費 (I)  (〇〇単位)		×〇〇/100
サービス利用計画作成費 (II)  (〇〇単位)	=-〇〇単位	
特定事業所加算(仮)  (1月につき〇〇単位)		



# ○旧身体障害者入所更生施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分			注 地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 常勤医師加算	注 重度重複障害者加算	注 家族緩和加算									
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (965単位) b 区分B (772単位) c 区分C (655単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+58単位	1日につき+99単位									
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (689単位) b 区分B (531単位) c 区分C (402単位)			1日につき+34単位	1日につき+99単位									
(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (643単位) b 区分B (459単位) c 区分C (324単位)	1日につき+24単位	1日につき+99単位													
(四)定員91人以上	a 区分A (570単位) b 区分B (395単位) c 区分C (296単位)	1日につき+17単位	1日につき+99単位													
ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (1,006単位) b 区分B (813単位) c 区分C (697単位)			x965/1000	x70/100		1日につき+58単位	1日につき+99単位						
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (730単位) b 区分B (572単位) c 区分C (443単位)						1日につき+34単位	1日につき+99単位						
(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (685単位) b 区分B (500単位) c 区分C (366単位)	1日につき+24単位	1日につき+99単位													
(四)定員91人以上	a 区分A (611単位) b 区分B (437単位) c 区分C (338単位)	1日につき+17単位	1日につき+99単位													
入院・外泊時加算	イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)定員40人以下 (320単位)	x965/1000						3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定							
		(2)定員41人以上60人以下 (320単位)														
		(3)定員61人以上90人以下 (276単位)														
		(4)定員91人以上 (238単位)														
ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)定員40人以下 (320単位)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定													
	(2)定員41人以上60人以下 (320単位)															
	(3)定員61人以上90人以下 (280単位)															
	(4)定員91人以上 (244単位)															
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)															
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)															
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1)8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可														
	(2)8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)															
長期入院等支援加算	イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)定員40人以下 (160単位)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可												
		(2)定員41人以上60人以下 (160単位)														
		(3)定員61人以上90人以下 (138単位)														
		(4)定員91人以上 (119単位)														
ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)定員40人以下 (160単位)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可													
	(2)定員41人以上60人以下 (160単位)															
	(3)定員61人以上90人以下 (140単位)															
	(4)定員91人以上 (122単位)															
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算)	x965/1000													
		(2)定員61人以上90人以下 (1日につき 17単位を加算)														
		(3)定員91人以上 (1日につき 12単位を加算)														
	ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算)					x965/1000									
		(2)定員61人以上90人以下 (1日につき 15単位を加算)														
		(3)定員91人以上 (1日につき 11単位を加算)														
	ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算)										x965/1000				
		(2)定員61人以上90人以下 (1日につき 8単位を加算)														
		(3)定員91人以上 (1日につき 6単位を加算)														
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 定員40人以下 (1日につき 50単位を加算)															
	ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 30単位を加算)															
	ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 18単位を加算)															
	ニ 定員91人以上 (1日につき 13単位を加算)															

# 改正後報酬体系(案)

基本部分	注	注	注	注																																																																																																				
	地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	常勤医師加算	重度重複障害者加算																																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合</td> <td style="width: 15%;">(一)定員40人以下</td> <td style="width: 15%;">a 区分A (〇〇単位)</td> <td rowspan="16" style="vertical-align: middle; text-align: center;">x965/1000</td> <td rowspan="16" style="vertical-align: middle; text-align: center;">x70/100</td> <td rowspan="16" style="vertical-align: middle; text-align: center;">1日につき+〇〇単位</td> <td rowspan="16" style="vertical-align: middle; text-align: center;">1日につき+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>b 区分B (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>c 区分C (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(二)定員41人以上60人以下</td> <td>a 区分A (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>b 区分B (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>c 区分C (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(三)定員61人以上90人以下</td> <td>a 区分A (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>b 区分B (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>c 区分C (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(四)定員91人以上</td> <td>a 区分A (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>b 区分B (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>c 区分C (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(一)定員40人以下</td> <td>a 区分A (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>b 区分B (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>c 区分C (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(二)定員41人以上60人以下</td> <td>a 区分A (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>b 区分B (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>c 区分C (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(三)定員61人以上90人以下</td> <td>a 区分A (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>b 区分B (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>c 区分C (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(四)定員91人以上</td> <td>a 区分A (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>b 区分B (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>c 区分C (〇〇単位)</td> </tr> </table>	イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位				b 区分B (〇〇単位)				c 区分C (〇〇単位)			(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (〇〇単位)				b 区分B (〇〇単位)				c 区分C (〇〇単位)			(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (〇〇単位)				b 区分B (〇〇単位)				c 区分C (〇〇単位)			(四)定員91人以上	a 区分A (〇〇単位)				b 区分B (〇〇単位)				c 区分C (〇〇単位)			(一)定員40人以下	a 区分A (〇〇単位)				b 区分B (〇〇単位)				c 区分C (〇〇単位)			(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (〇〇単位)				b 区分B (〇〇単位)				c 区分C (〇〇単位)			(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (〇〇単位)				b 区分B (〇〇単位)				c 区分C (〇〇単位)			(四)定員91人以上	a 区分A (〇〇単位)				b 区分B (〇〇単位)				c 区分C (〇〇単位)				
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000					x70/100	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位																																																																																													
			b 区分B (〇〇単位)																																																																																																					
			c 区分C (〇〇単位)																																																																																																					
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (〇〇単位)																																																																																																					
			b 区分B (〇〇単位)																																																																																																					
			c 区分C (〇〇単位)																																																																																																					
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (〇〇単位)																																																																																																					
			b 区分B (〇〇単位)																																																																																																					
			c 区分C (〇〇単位)																																																																																																					
		(四)定員91人以上	a 区分A (〇〇単位)																																																																																																					
			b 区分B (〇〇単位)																																																																																																					
			c 区分C (〇〇単位)																																																																																																					
		(一)定員40人以下	a 区分A (〇〇単位)																																																																																																					
			b 区分B (〇〇単位)																																																																																																					
			c 区分C (〇〇単位)																																																																																																					
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (〇〇単位)																																																																																																					
			b 区分B (〇〇単位)																																																																																																					
			c 区分C (〇〇単位)																																																																																																					
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (〇〇単位)																																																																																																					
			b 区分B (〇〇単位)																																																																																																					
			c 区分C (〇〇単位)																																																																																																					
		(四)定員91人以上	a 区分A (〇〇単位)																																																																																																					
			b 区分B (〇〇単位)																																																																																																					
			c 区分C (〇〇単位)																																																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; text-align: center;">x965/1000</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; text-align: center;">3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)定員41人以上60人以下 1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)定員61人以上90人以下 1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">ロ 旧指定内部障害者更生施設</td> <td style="vertical-align: top;">(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)定員41人以上60人以下 1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)定員61人以上90人以下 1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定		(2)定員41人以上60人以下 1日につき 〇〇単位を加算)		(3)定員61人以上90人以下 1日につき 〇〇単位を加算)		(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)	ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				(2)定員41人以上60人以下 1日につき 〇〇単位を加算)				(3)定員61人以上90人以下 1日につき 〇〇単位を加算)				(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000			3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定																																																																																																			
	(2)定員41人以上60人以下 1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																							
	(3)定員61人以上90人以下 1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																							
	(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																							
ロ 旧指定内部障害者更生施設	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																							
	(2)定員41人以上60人以下 1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																							
	(3)定員61人以上90人以下 1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																							
	(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">                     入院・外泊時加算                      (入所日から30日を限度として、1日につき〇〇単位を加算)                 </td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">                     退所時特別支援加算                      (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)                 </td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>	入院・外泊時加算 (入所日から30日を限度として、1日につき〇〇単位を加算)		退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)																																																																																																					
入院・外泊時加算 (入所日から30日を限度として、1日につき〇〇単位を加算)																																																																																																								
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)																																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">                     入院時特別支援加算                      (月1回を限度)                 </td> <td style="width: 40%;">                     (1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 〇〇単位を加算)                      (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)                 </td> </tr> </table>	入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 〇〇単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)			注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可																																																																																																			
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 〇〇単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)																																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">長期入院等支援加算</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設</td> <td style="width: 15%;">(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td style="width: 15%;">(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td rowspan="16" style="vertical-align: middle; text-align: center;">x965/1000</td> <td rowspan="16" style="vertical-align: middle; text-align: center;">3月に限り、長期入院等(入院期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td>(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td>(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td>(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td>(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td>(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	長期入院等支援加算	イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可			(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)			(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)			(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)			(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)			(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																														
長期入院等支援加算	イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000			3月に限り、長期入院等(入院期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可																																																																																																	
		(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																					
		(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																					
		(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																					
		(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																					
		(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">                     視覚・聴覚言語障害者支援体制加算                      イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)                      ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)                      ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)                      ニ 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)                 </td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table>	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ニ 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																							
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) ニ 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">                     福祉専門職員配置加算(仮)                      (1日につき〇〇単位を加算)                 </td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">                     リハビリテーション加算(仮)                      (1日につき〇〇単位を加算)                 </td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>	福祉専門職員配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)		リハビリテーション加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)																																																																																																					
福祉専門職員配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)																																																																																																								
リハビリテーション加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)																																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">                     栄養士配置加算(仮)                 </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">                     イ 栄養士配置加算(Ⅰ)                 </td> <td style="width: 15%;">(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td style="width: 15%;">(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td rowspan="12" style="vertical-align: middle; text-align: center;">x965/1000</td> <td rowspan="12" style="vertical-align: middle; text-align: center;">3月に限り、長期入院等(入院期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td>(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td>(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td>(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td>(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td>(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td>(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td>(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	栄養士配置加算(仮)	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)					(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可			(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)			(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)			(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)			(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)			(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)			(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)			(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																		
栄養士配置加算(仮)	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)					x965/1000			3月に限り、長期入院等(入院期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可																																																																																													
		(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																					
		(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																					
		(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																					
		(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																					
		(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																					
		(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																					
		(3)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">                     栄養マネジメント加算(仮)                      (1日につき〇〇単位を加算)                 </td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">                     療養食加算(仮)                      (1日につき〇〇単位を加算)                 </td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>	栄養マネジメント加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)		療養食加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)																																																																																																					
栄養マネジメント加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)																																																																																																								
療養食加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)																																																																																																								

# ○旧身体障害者通所更生施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分				注 地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算	注 激変緩和加算									
現行																
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	( 421単位 )	x965/1000	x 7 0 / 1 0 0	1日につき+48単位									
			b 区分B	( 412単位 )												
			c 区分C	( 401単位 )												
		(二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	( 576単位 )				1日につき+48単位								
			b 区分B	( 537単位 )												
			c 区分C	( 498単位 )												
		(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合							( 439単位 )							
		ロ 旧指定内部障害者更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合					a 区分A	( 421単位 )				x965/1000	x 7 0 / 1 0 0	1日につき+48単位
									b 区分B	( 412単位 )						
c 区分C	( 401単位 )															
(二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			( 576単位 )													
入所時特別支援加算	通所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき	97単位を加算)														
		退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)														
		訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満					( 1回につき 187単位を加算 )								
ロ 1時間以上	( 1回につき 280単位を加算 )															
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)								( 1回につき 150単位を加算 )								
食事提供体制加算								( 1日につき 42単位を加算 )								

# 改正後報酬体系(案)

基本部分				注 地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算			
現行									
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位			
			b 区分B (〇〇単位)						
			c 区分C (〇〇単位)						
		(二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000			x70/100	1日につき+〇〇単位	
			b 区分B (〇〇単位)						
			c 区分C (〇〇単位)						
		(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000				x70/100	1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)						
			c 区分C (〇〇単位)						
ロ 旧指定内部障害者更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位			
			b 区分B (〇〇単位)						
			c 区分C (〇〇単位)						
		(二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000			x70/100		1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)						
			c 区分C (〇〇単位)						
		(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000				x70/100	1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)						
			c 区分C (〇〇単位)						
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)									
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、 〇〇単位を加算)									
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 〇〇単位を加算)								
	ロ 1時間以上 (1回につき 〇〇単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 〇〇単位を加算)									
食事提供体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)									
福祉専門職員配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)									
事業運営配慮加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)									
リハビリテーション加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)									

# ○旧身体障害者入所療護施設支援費

## 現行報酬体系

	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																																						
基本部分																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">イ 入所による指定旧施設支援を行う場合</td> <td style="width: 15%;">(1)定員10人</td> <td style="width: 30%;">(一)区分A (1,291単位) (二)区分B (1,135単位) (三)区分C (979単位)</td> <td rowspan="18" style="text-align: center; vertical-align: middle;">x965/1000</td> <td rowspan="18" style="text-align: center; vertical-align: middle;">x70/100</td> <td style="text-align: center;">1日につき+99単位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)定員11人以上20人以下</td> <td>(一)区分A (1,006単位) (二)区分B (928単位) (三)区分C (850単位)</td> <td style="text-align: center;">1日につき+99単位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)定員30人以上40人以下</td> <td>(一)区分A (1,431単位) (二)区分B (1,294単位) (三)区分C (1,157単位)</td> <td style="text-align: center;">1日につき+58単位</td> <td style="text-align: center;">1日につき+99単位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)定員41人以上60人以下</td> <td>(一)区分A (1,105単位) (二)区分B (1,023単位) (三)区分C (939単位)</td> <td style="text-align: center;">1日につき+34単位</td> <td style="text-align: center;">1日につき+99単位</td> <td style="text-align: center;">1日につき+31単位</td> <td style="text-align: center;">1日につき+6.3単位</td> <td style="text-align: center;">1日につき+4.4単位</td> <td style="text-align: center;">1日につき+2.58単位</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5)定員61人以上90人以下</td> <td>(一)区分A (1,084単位) (二)区分B (1,003単位) (三)区分C (907単位)</td> <td style="text-align: center;">1日につき+24単位</td> <td style="text-align: center;">1日につき+99単位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6)定員91人以上</td> <td>(一)区分A (984単位) (二)区分B (902単位) (三)区分C (819単位)</td> <td style="text-align: center;">1日につき+17単位</td> <td style="text-align: center;">1日につき+99単位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	イ 入所による指定旧施設支援を行う場合	(1)定員10人	(一)区分A (1,291単位) (二)区分B (1,135単位) (三)区分C (979単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+99単位						(2)定員11人以上20人以下	(一)区分A (1,006単位) (二)区分B (928単位) (三)区分C (850単位)	1日につき+99単位							(3)定員30人以上40人以下	(一)区分A (1,431単位) (二)区分B (1,294単位) (三)区分C (1,157単位)	1日につき+58単位	1日につき+99単位						(4)定員41人以上60人以下	(一)区分A (1,105単位) (二)区分B (1,023単位) (三)区分C (939単位)	1日につき+34単位	1日につき+99単位	1日につき+31単位	1日につき+6.3単位	1日につき+4.4単位	1日につき+2.58単位		(5)定員61人以上90人以下	(一)区分A (1,084単位) (二)区分B (1,003単位) (三)区分C (907単位)	1日につき+24単位	1日につき+99単位						(6)定員91人以上	(一)区分A (984単位) (二)区分B (902単位) (三)区分C (819単位)	1日につき+17単位	1日につき+99単位												
イ 入所による指定旧施設支援を行う場合	(1)定員10人	(一)区分A (1,291単位) (二)区分B (1,135単位) (三)区分C (979単位)	x965/1000			x70/100	1日につき+99単位																																																								
	(2)定員11人以上20人以下	(一)区分A (1,006単位) (二)区分B (928単位) (三)区分C (850単位)					1日につき+99単位																																																								
	(3)定員30人以上40人以下	(一)区分A (1,431単位) (二)区分B (1,294単位) (三)区分C (1,157単位)					1日につき+58単位	1日につき+99単位																																																							
	(4)定員41人以上60人以下	(一)区分A (1,105単位) (二)区分B (1,023単位) (三)区分C (939単位)					1日につき+34単位	1日につき+99単位	1日につき+31単位	1日につき+6.3単位	1日につき+4.4単位	1日につき+2.58単位																																																			
	(5)定員61人以上90人以下	(一)区分A (1,084単位) (二)区分B (1,003単位) (三)区分C (907単位)					1日につき+24単位	1日につき+99単位																																																							
	(6)定員91人以上	(一)区分A (984単位) (二)区分B (902単位) (三)区分C (819単位)					1日につき+17単位	1日につき+99単位																																																							
入院・外泊時加算	イ 定員10人 (320単位) ロ 定員11人以上20人以下 (320単位) ハ 定員30人以上40人以下 (320単位) ニ 定員41人以上60人以下 (320単位) ホ 定員61人以上90人以下 (314単位) ヘ 定員91人以上 (282単位)						x965/1000		3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定																																																						
入所時特別支援加算	入所による指定旧施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき71単位を加算)																																																														
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)																																																														
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1)8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算) (2)8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)								注 長期入院等支援加算と選択することし、併給不可																																																						
長期入院等支援加算	イ 定員10人 (160単位) ロ 定員11人以上20人以下 (160単位) ハ 定員30人以上40人以下 (160単位) ニ 定員41人以上60人以下 (160単位) ホ 定員61人以上90人以下 (157単位) ヘ 定員91人以上 (141単位)						x965/1000		3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することし、併給不可																																																						
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ) ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ) ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上60人以下 (1日につき24単位を加算) (2)定員61人以上90人以下 (1日につき17単位を加算) (3)定員91人以上 (1日につき12単位を加算) (1)定員41人以上60人以下 (1日につき22単位を加算) (2)定員61人以上90人以下 (1日につき15単位を加算) (3)定員91人以上 (1日につき11単位を加算) (1)定員41人以上60人以下 (1日につき12単位を加算) (2)定員61人以上90人以下 (1日につき8単位を加算) (3)定員91人以上 (1日につき6単位を加算)																																																													

# 改正後報酬体系(案)

	注	注	注	注	注	注	注																																												
基本部分	地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療護施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	常勤医師加算	重症重複障害者加算	遅延性意識障害者加算	筋萎縮性側索硬化症等障害者加算	神経内科医加算 看護師加算																																												
イ 入所による指定旧法施設支援を行う場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">(1)定員10人</td> <td style="width: 35%;">(一)区分A</td> <td style="width: 50%;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2)定員11人以上20人以下</td> <td>(一)区分A</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(3)定員30人以上40人以下</td> <td>(一)区分A</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(4)定員41人以上60人以下</td> <td>(一)区分A</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(5)定員61人以上90人以下</td> <td>(一)区分A</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(6)定員91人以上</td> <td>(一)区分A</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(二)区分B</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(三)区分C</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">(単位)</p>	(1)定員10人	(一)区分A	(〇〇単位)	(二)区分B	(〇〇単位)	(三)区分C	(〇〇単位)	(2)定員11人以上20人以下	(一)区分A	(〇〇単位)	(二)区分B	(〇〇単位)	(三)区分C	(〇〇単位)	(3)定員30人以上40人以下	(一)区分A	(〇〇単位)	(二)区分B	(〇〇単位)	(三)区分C	(〇〇単位)	(4)定員41人以上60人以下	(一)区分A	(〇〇単位)	(二)区分B	(〇〇単位)	(三)区分C	(〇〇単位)	(5)定員61人以上90人以下	(一)区分A	(〇〇単位)	(二)区分B	(〇〇単位)	(三)区分C	(〇〇単位)	(6)定員91人以上	(一)区分A	(〇〇単位)	(二)区分B	(〇〇単位)	(三)区分C	(〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位
(1)定員10人	(一)区分A		(〇〇単位)																																																
	(二)区分B		(〇〇単位)																																																
	(三)区分C	(〇〇単位)																																																	
(2)定員11人以上20人以下	(一)区分A	(〇〇単位)																																																	
	(二)区分B	(〇〇単位)																																																	
	(三)区分C	(〇〇単位)																																																	
(3)定員30人以上40人以下	(一)区分A	(〇〇単位)																																																	
	(二)区分B	(〇〇単位)																																																	
	(三)区分C	(〇〇単位)																																																	
(4)定員41人以上60人以下	(一)区分A	(〇〇単位)																																																	
	(二)区分B	(〇〇単位)																																																	
	(三)区分C	(〇〇単位)																																																	
(5)定員61人以上90人以下	(一)区分A	(〇〇単位)																																																	
	(二)区分B	(〇〇単位)																																																	
	(三)区分C	(〇〇単位)																																																	
(6)定員91人以上	(一)区分A	(〇〇単位)																																																	
	(二)区分B	(〇〇単位)																																																	
	(三)区分C	(〇〇単位)																																																	
入院・外泊時加算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">イ 定員10人</td> <td style="width: 85%;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 定員11人以上20人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ハ 定員30人以上40人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ニ 定員41人以上60人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ホ 定員61人以上90人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ヘ 定員91人以上</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	イ 定員10人	(1日につき 〇〇単位を加算)	ロ 定員11人以上20人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	ハ 定員30人以上40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	ニ 定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	ホ 定員61人以上90人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	ヘ 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定																																				
イ 定員10人	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
ロ 定員11人以上20人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
ハ 定員30人以上40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
ニ 定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
ホ 定員61人以上90人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
ヘ 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)																																																			
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)																																																			
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 8日を超える入院期間が4日未満</td> <td style="width: 85%;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 8日を超える入院期間が4日以上</td> <td>(1回につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	(1) 8日を超える入院期間が4日未満	(1日につき 〇〇単位を加算)	(2) 8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 〇〇単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することし、併給不可																																													
(1) 8日を超える入院期間が4日未満	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
(2) 8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																																																		
長期入院等支援加算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">イ 定員10人</td> <td style="width: 85%;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 定員11人以上20人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ハ 定員30人以上40人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ニ 定員41人以上60人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ホ 定員61人以上90人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ヘ 定員91人以上</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	イ 定員10人	(1日につき 〇〇単位を加算)	ロ 定員11人以上20人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	ハ 定員30人以上40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	ニ 定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	ホ 定員61人以上90人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	ヘ 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することし、併給不可																																				
イ 定員10人	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
ロ 定員11人以上20人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
ハ 定員30人以上40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
ニ 定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
ホ 定員61人以上90人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
ヘ 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
福祉専門職員配置加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
リハビリテーション加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)																																																		
栄養士配置加算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">イ 栄養士配置加算(Ⅰ)</td> <td style="width: 35%;">(1) 定員40人以下</td> <td style="width: 50%;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 定員41人以上60人以下</td> <td>(〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 定員61人以上90人以下</td> <td>(〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(4) 定員91人以上(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)</td> <td>(1) 定員40人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 定員41人以上60人以下</td> <td>(〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 定員61人以上90人以下</td> <td>(〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(4) 定員91人以上(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ハ 栄養士配置加算(Ⅲ)</td> <td>(1) 定員40人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 定員41人以上60人以下</td> <td>(〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 定員61人以上90人以下</td> <td>(〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(4) 定員91人以上(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> </tr> </table>	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1) 定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(2) 定員41人以上60人以下	(〇〇単位を加算)	(3) 定員61人以上90人以下	(〇〇単位を加算)	(4) 定員91人以上(1日につき 〇〇単位を加算)		ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1) 定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(2) 定員41人以上60人以下	(〇〇単位を加算)	(3) 定員61人以上90人以下	(〇〇単位を加算)	(4) 定員91人以上(1日につき 〇〇単位を加算)		ハ 栄養士配置加算(Ⅲ)	(1) 定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)	(2) 定員41人以上60人以下	(〇〇単位を加算)	(3) 定員61人以上90人以下	(〇〇単位を加算)	(4) 定員91人以上(1日につき 〇〇単位を加算)																								
イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1) 定員40人以下		(1日につき 〇〇単位を加算)																																																
	(2) 定員41人以上60人以下		(〇〇単位を加算)																																																
	(3) 定員61人以上90人以下		(〇〇単位を加算)																																																
	(4) 定員91人以上(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1) 定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																	
	(2) 定員41人以上60人以下	(〇〇単位を加算)																																																	
	(3) 定員61人以上90人以下	(〇〇単位を加算)																																																	
	(4) 定員91人以上(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
ハ 栄養士配置加算(Ⅲ)	(1) 定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																	
	(2) 定員41人以上60人以下	(〇〇単位を加算)																																																	
	(3) 定員61人以上90人以下	(〇〇単位を加算)																																																	
	(4) 定員91人以上(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
栄養マネジメント加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
経口移行加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
経口維持加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		
療養食加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																		

# ○旧身体障害者通所療護施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分				注 地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療護施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算	注 激変緩和加算
□ 通所による指定旧法施設支援を行う場合	(1)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員4人以下	a 区分A ( 771単位 )	x965/1000	x 70 / 100	1日につき+48単位  1日につき+48単位  1日につき+48単位  1日につき+48単位	
			b 区分B ( 747単位 )				
			c 区分C ( 723単位 )				
		(二)定員5人以上10人以下	a 区分A ( 1,282単位 )				
			b 区分B ( 1,271単位 )				
			c 区分C ( 1,262単位 )				
		(三)定員11人以上20人以下	a 区分A ( 911単位 )				
			b 区分B ( 905単位 )				
			c 区分C ( 900単位 )				
	(2)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)区分A ( 982単位 )					
		(二)区分B ( 904単位 )					
		(三)区分C ( 827単位 )					
	(3)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 ( 439単位 )						
入所時特別支援加算	通所による指定旧法施設支援を行った場合 ( 入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算 )						
退所時特別支援加算	( 入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算 )						
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 ( 1回につき 187単位を加算 )						
	ロ 1時間以上 ( 1回につき 280単位を加算 )						
利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)	( 1回につき 150単位を加算 )						
食事提供体制加算	( 1日につき 42単位を加算 )						

# 改正後報酬体系(案)

基本部分				注	注	注	
				地方公共団体が設置する旧指定身体障害者療護施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	
□ 通所による指定旧法施設支援を行う場合	(1)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員4人以下	a 区分A	(〇〇単位)	x965/1000	x 70/100	1日につき+〇〇単位
			b 区分B	(〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			c 区分C	(〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
		(二)定員5人以上10人以下	a 区分A	(〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			b 区分B	(〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			c 区分C	(〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
		(三)定員11人以上20人以下	a 区分A	(〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			b 区分B	(〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
			c 区分C	(〇〇単位)			1日につき+〇〇単位
	(2)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)区分A	(〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
		(二)区分B	(〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
		(三)区分C	(〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
(3)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			(〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)							
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、 〇〇単位を加算)							
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満		(1回につき 〇〇単位を加算)				
	ロ 1時間以上		(1回につき 〇〇単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)				(1回につき 〇〇単位を加算)			
食事提供体制加算				(1日につき 〇〇単位を加算)			
福祉専門職配置加算(仮)				(1日につき〇〇単位を加算)			
事業運営配慮加算(仮)				(1日につき〇〇単位を加算)			
リハビリテーション加算(仮)				(1日につき〇〇単位を加算)			



# ○旧身体障害者入所授産施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分			注	注	注	注	
			地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	激変緩和加算	
イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (790単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+99単位	
			b 区分B (630単位)				
			c 区分C (514単位)				
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (543単位)				
			b 区分B (445単位)				
			c 区分C (335単位)				
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (495単位)				
			b 区分B (381単位)				
			c 区分C (302単位)				
		(四)定員91人以上	a 区分A (407単位)				
			b 区分B (319単位)				
			c 区分C (249単位)				
入院・外泊時加算			x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定			
イ 定員40人以下 (320単位)							
ロ 定員41人以上60人以下 (320単位)							
ハ 定員61人以上90人以下 (274単位)							
ニ 定員91人以上 (229単位)							
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)						
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)						
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算)		注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可				
	(2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)						
長期入院等支援加算	イ 定員40人以下 (160単位)		x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可			
	ロ 定員41人以上60人以下 (160単位)						
	ハ 定員61人以上90人以下 (137単位)						
	ニ 定員91人以上 (114単位)						
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算)					
		(2) 定員61人以上90人以下 (1日につき 17単位を加算)					
		(3) 定員91人以上 (1日につき 12単位を加算)					
	ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算)					
		(2) 定員61人以上90人以下 (1日につき 15単位を加算)					
		(3) 定員91人以上 (1日につき 11単位を加算)					
	ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1) 定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算)					
		(2) 定員61人以上90人以下 (1日につき 8単位を加算)					
		(3) 定員91人以上 (1日につき 6単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 定員40人以下 (1日につき 50単位を加算)						
	ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 30単位を加算)						
	ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 18単位を加算)						
	ニ 定員91人以上 (1日につき 13単位を加算)						

# 改正後報酬体系(案)

基本部分			注	注	注										
			地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算										
イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設	(1)入所による指定旧施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位									
			b 区分B (〇〇単位)												
			c 区分C (〇〇単位)												
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (〇〇単位)				x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位						
			b 区分B (〇〇単位)												
			c 区分C (〇〇単位)												
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (〇〇単位)							x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位			
			b 区分B (〇〇単位)												
			c 区分C (〇〇単位)												
		(四)定員91人以上	a 区分A (〇〇単位)										x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)												
			c 区分C (〇〇単位)												
入院・外泊時加算			x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定											
イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)															
ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)															
ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)															
入院時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)															
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)															
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可												
	(2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)														
長期入院等支援加算	イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可												
	ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)														
	ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)														
	ニ 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)														
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可												
	ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)														
	ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)														
	ニ 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)														
福祉専門職配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)															
栄養士配置加算(仮)	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1) 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位										
		(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)													
		(3) 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)													
		(4) 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)													
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1) 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位							
		(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)													
		(3) 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)													
		(4) 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)													
	ハ 栄養士配置加算(Ⅲ)	(1) 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位				
		(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)													
		(3) 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)													
		(4) 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)													
栄養マネジメント加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)															
療養食加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)															

# ○旧身体障害者通所授産施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分				注	注	注	注			
				地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	激変緩和加算			
イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a b 以外の場合	i 区分A (421単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位			
				ii 区分B (412単位)			1日につき+48単位			
				iii 区分C (401単位)			1日につき+48単位			
			b 分場において行う場合	i 区分A (537単位)			1日につき+48単位			
				ii 区分B (496単位)			1日につき+48単位			
				iii 区分C (456単位)			1日につき+48単位			
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)	1日につき+48単位						
			b 区分B (537単位)	1日につき+48単位						
			c 区分C (498単位)	1日につき+48単位						
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(439単位)	1日につき+48単位						
	ロ 旧指定特定身体障害者通所授産施設	(1)(2)以外の場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人			i 区分A (724単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位
							ii 区分B (686単位)			1日につき+48単位
				iii 区分C (605単位)	1日につき+48単位					
b 定員21人以上40人以下				i 区分A (567単位)	1日につき+48単位					
				ii 区分B (542単位)	1日につき+48単位					
				iii 区分C (516単位)	1日につき+48単位					
c 定員41人以上60人以下				i 区分A (452単位)	1日につき+48単位					
				ii 区分B (437単位)	1日につき+48単位					
				iii 区分C (404単位)	1日につき+48単位					
d 定員61人以上				i 区分A (390単位)	1日につき+48単位					
				ii 区分B (378単位)	1日につき+48単位					
				iii 区分C (355単位)	1日につき+48単位					
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A (982単位)	1日につき+48単位					
			ii 区分B (904単位)	1日につき+48単位						
			iii 区分C (827単位)	1日につき+48単位						
		b 定員21人以上40人以下	i 区分A (760単位)	1日につき+48単位						
			ii 区分B (708単位)	1日につき+48単位						
			iii 区分C (656単位)	1日につき+48単位						
		c 定員41人以上60人以下	i 区分A (628単位)	1日につき+48単位						
			ii 区分B (597単位)	1日につき+48単位						
			iii 区分C (566単位)	1日につき+48単位						
		d 定員61人以上	i 区分A (531単位)	1日につき+48単位						
			ii 区分B (509単位)	1日につき+48単位						
			iii 区分C (487単位)	1日につき+48単位						
	(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(439単位)	1日につき+48単位							
	(2)分場において行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (537単位)	1日につき+48単位						
			b 区分B (496単位)	1日につき+48単位						
			c 区分C (456単位)	1日につき+48単位						
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)	1日につき+48単位						
			b 区分B (537単位)	1日につき+48単位						
			c 区分C (498単位)	1日につき+48単位						
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(439単位)	1日につき+48単位						
入所時特別支援加算	通所による指定旧施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)									
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)									
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)								
	ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)									
食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)									

# 改正後報酬体系(案)

基本部分				注	注	注		
				地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算		
イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a b 以外の場合	i 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位	
				ii 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
				iii 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
			b 分場において行う場合	i 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
				ii 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
				iii 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		(1)(2)以外の場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人			i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
							ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
							iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
	b 定員21人以上40人以下			i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
				ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
				iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
	c 定員41人以上60人以下		i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	d 定員61人以上		i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		b 定員21人以上40人以下	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	c 定員41人以上60人以下	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
		ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
		iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
	d 定員61人以上	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
		ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
		iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
	(2)分場において行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
				b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
				c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位			
		(二)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
			c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)								
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、 〇〇単位を加算)								
訪問支援特別加算(月2回を限度)		イ 1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)					
		ロ 1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)						(1回につき 〇〇単位を加算)		
食事提供体制加算						(1日につき 〇〇単位を加算)		
福祉専門職配置加算(仮)						(1日につき〇〇単位を加算)		
事業運営配慮加算(仮)						(1日につき〇〇単位を加算)		

# ○旧知的障害者入所更生施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分				注	注	注	注	注
				地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	強度行動障害者特別支援加算	激変緩和加算
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員10人	a b以外の場合	i 区分A (595単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+99単位	区分A 1日につき +481単位  区分B 1日につき +565単位  区分C 1日につき +722単位
				ii 区分B (543単位)			1日につき+99単位	
				iii 区分C (491単位)			1日につき+99単位	
			b 当該施設が主たる施設である場合	i 区分A (1,290単位)			1日につき+99単位	
				ii 区分B (1,238単位)			1日につき+99単位	
				iii 区分C (1,187単位)			1日につき+99単位	
		(二)定員11人以上20人以下	a b以外の場合	i 区分A (568単位)			1日につき+99単位	
				ii 区分B (542単位)			1日につき+99単位	
				iii 区分C (516単位)			1日につき+99単位	
			b 当該施設が主たる施設である場合	i 区分A (876単位)			1日につき+99単位	
				ii 区分B (850単位)			1日につき+99単位	
				iii 区分C (824単位)			1日につき+99単位	
(三)定員30人以上40人以下		a 区分A (827単位)	1日につき+99単位					
		b 区分B (739単位)	1日につき+99単位					
		c 区分C (612単位)	1日につき+99単位					
(四)定員41人以上60人以下		a 区分A (778単位)	1日につき+99単位					
		b 区分B (692単位)	1日につき+99単位					
		c 区分C (531単位)	1日につき+99単位					
(五)定員61人以上90人以下		a 区分A (708単位)	1日につき+99単位					
		b 区分B (623単位)	1日につき+99単位					
		c 区分C (507単位)	1日につき+99単位					
(六)定員91人以上		a 区分A (637単位)	1日につき+99単位					
		b 区分B (545単位)	1日につき+99単位					
		c 区分C (448単位)	1日につき+99単位					
入院・外泊時加算	イ 定員10人 (320単位) ロ 定員11人以上20人以下 (320単位) ハ 定員30人以上40人以下 (320単位) ニ 定員41人以上60人以下 (320単位) ホ 定員61人以上90人以下 (288単位) ヘ 定員91人以上 (252単位)			x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定			
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)							
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)							
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 370単位を加算) ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 469単位を加算)							
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)		注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可					
長期入院等支援加算	イ 定員10人 (160単位) ロ 定員11人以上20人以下 (160単位) ハ 定員30人以上40人以下 (160単位) ニ 定員41人以上60人以下 (160単位) ホ 定員61人以上90人以下 (144単位) ヘ 定員91人以上 (126単位)			x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可			
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一) 定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算)						
		(二) 定員61人以上90人以下 (1日につき 17単位を加算)						
		(三) 定員91人以上 (1日につき 12単位を加算)						
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一) 定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算)						
		(二) 定員61人以上90人以下 (1日につき 15単位を加算)						
		(三) 定員91人以上 (1日につき 11単位を加算)						
	(3)栄養管理体制加算(Ⅲ)	(一) 定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算)						
		(二) 定員61人以上90人以下 (1日につき 8単位を加算)						
		(三) 定員91人以上 (1日につき 6単位を加算)						

# 改正後報酬体系(案)

	注	注	注	注
基本部分	地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	強度行動障害者特別支援加算
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合			
	(一)定員10人	a b以外の場合	i 区分A (〇〇単位) ii 区分B (〇〇単位) iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
		b 当該施設が主たる施設である場合	i 区分A (〇〇単位) ii 区分B (〇〇単位) iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
	(二)定員11人以上20人以下	a b以外の場合	i 区分A (〇〇単位) ii 区分B (〇〇単位) iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
		b 当該施設が主たる施設である場合	i 区分A (〇〇単位) ii 区分B (〇〇単位) iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
	(三)定員30人以上40人以下		a 区分A (〇〇単位) b 区分B (〇〇単位) c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
	(四)定員41人以上60人以下		a 区分A (〇〇単位) b 区分B (〇〇単位) c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
	(五)定員61人以上90人以下		a 区分A (〇〇単位) b 区分B (〇〇単位) c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
	(六)定員91人以上		a 区分A (〇〇単位) b 区分B (〇〇単位) c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
			x965/1000	x70/100
				区分A 1日につき+〇〇単位 区分B 1日につき+〇〇単位 区分C 1日につき+〇〇単位
入院・外泊時加算	イ 定員10人 ロ 定員11人以上20人以下 ハ 定員30人以上40人以下 ニ 定員41人以上60人以下 ホ 定員61人以上90人以下 ヘ 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定
入所時特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)			
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)			
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)		
入院時特別支援加算(月1回を限度)	(1)8日を超える入院期間が4日未満 (2)8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 〇〇単位を加算) (1回につき 〇〇単位を加算)		注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可
長期入院等支援加算	イ 定員10人 ロ 定員11人以上20人以下 ハ 定員30人以上40人以下 ニ 定員41人以上60人以下 ホ 定員61人以上90人以下 ヘ 定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可
福祉専門職員配置加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)			
栄養士配置加算	(1)栄養士配置加算(Ⅰ) (2)栄養士配置加算(Ⅱ) (3)栄養士配置加算(Ⅲ)	(一)定員40人以下 (二)定員41人以上60人以下 (三)定員61人以上90人以下 (四)定員91人以上 (一)定員40人以下 (二)定員41人以上60人以下 (三)定員61人以上90人以下 (四)定員91人以上 (一)定員40人以下 (二)定員41人以上60人以下 (三)定員61人以上90人以下 (四)定員91人以上	(1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算) (1日につき 〇〇単位を加算)	
栄養マネジメント加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)			
療養食加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)			

# ○旧知的障害者通所更生施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注					
		地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	激変緩和加算					
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位				
			b 区分B (537単位)							
			c 区分C (498単位)							
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (421単位)							
			b 区分B (412単位)							
			c 区分C (401単位)							
	ロ 旧指定知的障害者通所更生施設	(1)(2)以外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合				a 定員20人	i 区分A (940単位)	1日につき+48単位	
								ii 区分B (865単位)		
								iii 区分C (752単位)		
							b 定員21人以上40人以下	i 区分A (732単位)		1日につき+48単位
							ii 区分B (681単位)			
							iii 区分C (580単位)			
			c 定員41人以上60人以下	i 区分A (611単位)	1日につき+48単位					
			ii 区分B (582単位)							
			iii 区分C (521単位)							
			d 定員61人以上	i 区分A (519単位)		1日につき+48単位				
			ii 区分B (497単位)							
			iii 区分C (455単位)							
(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		a 定員20人	i 区分A (724単位)	1日につき+48単位						
			ii 区分B (686単位)							
			iii 区分C (605単位)							
		b 定員21人以上40人以下	i 区分A (567単位)				1日につき+48単位			
			ii 区分B (542単位)							
			iii 区分C (516単位)							
c 定員41人以上60人以下	i 区分A (452単位)	1日につき+48単位								
	ii 区分B (437単位)									
	iii 区分C (404単位)									
d 定員61人以上	i 区分A (390単位)		1日につき+48単位							
	ii 区分B (378単位)									
	iii 区分C (355単位)									
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			(439単位)	1日につき+48単位					
		a 区分A (576単位)								
		b 区分B (537単位)								
		c 区分C (498単位)								
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (537単位)							
		b 区分B (496単位)								
	c 区分C (456単位)									
(2)分場において行う場合	(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		(439単位)	1日につき+48単位						
		a 区分A (576単位)								
		b 区分B (537単位)								

  

入所時特別支援加算	通所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)	
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)	
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)	
	ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)	
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一)定員41人以上60人以下 (1日につき 30単位を加算)
		(二)定員61人以上 (1日につき 21単位を加算)
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上60人以下 (1日につき 16単位を加算)
		(二)定員61人以上 (1日につき 11単位を加算)
食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)	

# 改正後報酬体系(案)

基本部分				注	注	注	
				地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(2)通所による指定旧施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x 70 / 100	1日につき+〇〇単位	
			b 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
			c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
		(二)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
			b 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
			c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
	(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人			i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
						ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
						iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
		b 定員21人以上40人以下	i 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
			ii 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
			iii 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位	
c 定員41人以上60人以下	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
	ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
	iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
(二)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	b 定員21人以上40人以下	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
c 定員41人以上60人以下	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
	ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
	iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
	(二)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合		(〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		(〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
		(〇〇単位)	1日につき+〇〇単位				
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)							
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、 〇〇単位を加算)							
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)					
	ロ 1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)						(1回につき 〇〇単位を加算)	
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一)定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(二)定員61人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				
		(二)定員61人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)				
食事提供体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)							
福祉専門職員配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)							
事業運営配慮加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)							



# ○旧知的障害者入所授産施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分			注	注	注	注													
			地方公共団体が設置する旧指定特知的障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	激変緩和加算													
イ 旧指定特知的障害者入所授産施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A ( 809単位)	x965/1000	x 70 / 100	1日につき+99単位													
			b 区分B ( 755単位)																
			c 区分C ( 665単位)																
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A ( 702単位)					x965/1000	x 70 / 100	1日につき+99単位									
			b 区分B ( 659単位)																
			c 区分C ( 572単位)																
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A ( 606単位)									x965/1000	x 70 / 100	1日につき+99単位					
			b 区分B ( 583単位)																
			c 区分C ( 521単位)																
		(四)定員91人以上	a 区分A ( 543単位)													x965/1000	x 70 / 100	1日につき+99単位	
			b 区分B ( 506単位)																
			c 区分C ( 446単位)																
入院・外泊時加算			x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定															
イ 定員40人以下 ( 320単位)																			
ロ 定員41人以上60人以下 ( 320単位)																			
ハ 定員61人以上90人以下 ( 283単位)																			
ニ 定員91人以上 ( 246単位)																			
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)																		
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)																		
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 370単位を加算)																	
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(入所者1人につき180日を限度として、1日につき 469単位を加算)																	
入院時特別支援加算(月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 561単位を加算)		注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可															
	(2) 8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 1,122単位を加算)																	
長期入院等支援加算		イ 定員40人以下 ( 160単位)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定															
		ロ 定員41人以上60人以下 ( 160単位)																	
		ハ 定員61人以上90人以下 ( 141単位)																	
		ニ 定員91人以上 ( 123単位)																	
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一) 定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定															
		(二) 定員61人以上90人以下 (1日につき 17単位を加算)																	
		(三) 定員91人以上 (1日につき 12単位を加算)																	
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一) 定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算)					x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定											
		(二) 定員61人以上90人以下 (1日につき 15単位を加算)																	
		(三) 定員91人以上 (1日につき 11単位を加算)																	
	(3)栄養管理体制加算(Ⅲ)	(一) 定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算)									x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定							
		(二) 定員61人以上90人以下 (1日につき 8単位を加算)																	
		(三) 定員91人以上 (1日につき 6単位を加算)																	

# 改正後報酬体系(案)

基本部分			注	注	注					
			地方公共団体が設置する旧指定特定の障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算					
イ 旧指定特定の障害者入所授産施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員40人以下	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位				
			b 区分B (〇〇単位)							
			c 区分C (〇〇単位)							
		(二)定員41人以上60人以下	a 区分A (〇〇単位)			x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位		
			b 区分B (〇〇単位)							
			c 区分C (〇〇単位)							
		(三)定員61人以上90人以下	a 区分A (〇〇単位)			x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位		
			b 区分B (〇〇単位)							
			c 区分C (〇〇単位)							
		(四)定員91人以上	a 区分A (〇〇単位)					x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位
			b 区分B (〇〇単位)							
			c 区分C (〇〇単位)							
入院・外泊時加算			x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定						
イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)										
ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)										
ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)										
ニ 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)										
入所時特別支援加算 (入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)										
退所時特別支援加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)										
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)									
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)									
入院時特別支援加算(月1回を限度)			x965/1000	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可						
(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 〇〇単位を加算)										
(2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)										
長期入院等支援加算			x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可						
イ 定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)										
ロ 定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)										
ハ 定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)										
ニ 定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)										
福祉専門職員配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)										
栄養士配置加算(仮)	(1)栄養士配置加算(Ⅰ)	(一)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
		(二)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
		(三)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
		(四)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)								
	(2)栄養士配置加算(Ⅱ)	(一)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
		(二)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
		(三)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
		(四)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)								
	(3)栄養士配置加算(Ⅲ)	(一)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
		(二)定員41人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
		(三)定員61人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
		(四)定員91人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)								
栄養マネジメント加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)										
療養食加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)										

# ○旧知的障害者通所授産施設支援費

## 現行報酬体系

基本部分		注 地方公共団体が設置する旧指定特定知的障害者授産施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 重度重複障害者加算	注 激変緩和加算		
イ 旧指定特定知的障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+48単位	
			b 区分B (537単位)			1日につき+48単位	
		c 区分C (498単位)	1日につき+48単位				
	(二)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a b以外の場合	i 区分A (421単位)			1日につき+48単位	
			ii 区分B (412単位)			1日につき+48単位	
			iii 区分C (401単位)			1日につき+48単位	
		b 分場において行う場合	i 区分A (537単位)			1日につき+48単位	
			ii 区分B (496単位)			1日につき+48単位	
			iii 区分C (456単位)			1日につき+48単位	
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(439単位)			1日につき+48単位	
ロ 旧指定特定知的障害者通所授産施設	(1)(2)以外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人			i 区分A (982単位)	1日につき+48単位
						ii 区分B (904単位)	1日につき+48単位
			iii 区分C (827単位)			1日につき+48単位	
		b 定員21人以上40人以下	i 区分A (760単位)			1日につき+48単位	
			ii 区分B (708単位)			1日につき+48単位	
			iii 区分C (656単位)			1日につき+48単位	
		c 定員41人以上60人以下	i 区分A (628単位)			1日につき+48単位	
			ii 区分B (597単位)			1日につき+48単位	
			iii 区分C (566単位)			1日につき+48単位	
		d 定員61人以上	i 区分A (531単位)			1日につき+48単位	
			ii 区分B (509単位)	1日につき+48単位			
			iii 区分C (487単位)	1日につき+48単位			
		(二)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A (724単位)	1日につき+48単位		
				ii 区分B (686単位)	1日につき+48単位		
			iii 区分C (605単位)	1日につき+48単位			
		b 定員21人以上40人以下	i 区分A (567単位)	1日につき+48単位			
			ii 区分B (542単位)	1日につき+48単位			
			iii 区分C (516単位)	1日につき+48単位			
		c 定員41人以上60人以下	i 区分A (452単位)	1日につき+48単位			
			ii 区分B (437単位)	1日につき+48単位			
			iii 区分C (404単位)	1日につき+48単位			
		d 定員61人以上	i 区分A (390単位)	1日につき+48単位			
			ii 区分B (378単位)	1日につき+48単位			
			iii 区分C (355単位)	1日につき+48単位			
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(439単位)	1日につき+48単位			
	(2)分場において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (576単位)	1日につき+48単位			
			b 区分B (537単位)	1日につき+48単位			
			c 区分C (498単位)	1日につき+48単位			
		(二)身体障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	a 区分A (537単位)	1日につき+48単位			
			b 区分B (496単位)	1日につき+48単位			
			c 区分C (456単位)	1日につき+48単位			
		(三)精神障害者に対する指定旧施設支援を行う場合	(439単位)	1日につき+48単位			
入所時特別支援加算	通所による指定旧施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 97単位を加算)						
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、#####)						
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)					
	ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)						
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一)定員41人以上60人	(1日につき 30単位を加算)				
		(二)定員61人以上	(1日につき 21単位を加算)				
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上60人	(1日につき 16単位を加算)				
		(二)定員61人以上	(1日につき 11単位を加算)				
食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)						

# 改正後報酬体系(案)

基本部分			注	注	注				
			地方公共団体が設置する旧指定特定知的障害者授産施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算				
イ 旧指定特定知的障害者入所授産施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+〇〇単位			
			b 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位			
			c 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位			
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a b以外の場合			i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位		
						ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位		
						iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位		
		b 分場において行う場合	i 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位			
			ii 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位			
			iii 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位			
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(〇〇単位)			1日につき+〇〇単位			
		ロ 旧指定特定知的障害者通所授産施設	(1)(2)以外の場合			(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
								ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位
	iii 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
b 定員21人以上40人以下	i 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
	ii 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
	iii 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
c 定員41人以上60人以下	i 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
	ii 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
	iii 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
d 定員61人以上	i 区分A (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
	ii 区分B (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
	iii 区分C (〇〇単位)			1日につき+〇〇単位					
(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人		i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
			ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
			iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
	b 定員21人以上40人以下		i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
			ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
			iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
	c 定員41人以上60人以下		i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
			ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
			iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
	d 定員61人以上		i 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
			ii 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
			iii 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位					
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(〇〇単位)	1日につき+〇〇単位							
(2)分場において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
		b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
		c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
	(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
		b 区分B (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
		c 区分C (〇〇単位)	1日につき+〇〇単位						
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(〇〇単位)	1日につき+〇〇単位							
入所時特別支援加算			(入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)						
退所時特別支援加算			(入所中1回、退所後1回を限度として、 〇〇単位を加算)						
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)							
	ロ 1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき 〇〇単位を加算)						
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一)定員41人以上60人	(1日につき 〇〇単位を加算)						
		(二)定員61人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)						
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上60人	(1日につき 〇〇単位を加算)						
		(二)定員61人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)						
食事提供体制加算			(1日につき 〇〇単位を加算)						
福祉専門職員配置加算(仮)			(1日につき〇〇単位を加算)						
事業運営配慮加算(仮)			(1日につき〇〇単位を加算)						

# ○旧知的障害者通勤寮支援費

## 現行報酬体系

基本部分		注 地方公共団体が設置する旧指定知的障害者通勤寮の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 激変緩和加算
イ 区分A	( 298単位 )	x965/1000	x 70 / 100	-
ロ 区分B	( 274単位 )			
ハ 区分C	( 251単位 )			
入院・外泊時加算	( 122単位 )	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定	
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)			
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)			
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が5日未満 (1回につき 561単位を加算)			注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可
	(2) 8日を超える入院期間が5日以上 (1回につき 1,122単位を加算)			
長期入院等支援加算	( 122単位 )	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可	
食事提供体制加算	(1日につき 68単位を加算)			

# 改正後報酬体系(案)

基本部分	注	注
	地方公共団体が設置する旧指定知的障害者通所療養の場合	利用者の数が利用定員を超える場合
イ 区分A <span style="float: right;">(〇〇単位)</span>	x965/1000	x 70/100
ロ 区分B <span style="float: right;">(〇〇単位)</span>		
ハ 区分C <span style="float: right;">(〇〇単位)</span>		
入院・外泊時加算  <span style="float: right;">(1日につき〇〇単位を加算)</span>	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定
入所時特別支援加算 <span style="float: right;">(入所日から30日を限度として、1日につき 〇〇単位を加算)</span>		
退所時特別支援加算 <span style="float: right;">(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)</span>		
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が5日未満 <span style="float: right;">(1回につき 〇〇単位を加算)</span> (2) 8日を超える入院期間が5日以上 <span style="float: right;">(1回につき 〇〇単位を加算)</span>	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可
長期入院等支援加算  <span style="float: right;">(1日につき〇〇単位を加算)</span>	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可
食事提供体制加算  <span style="float: right;">(1日につき〇〇単位を加算)</span>		
福祉専門職員配置加算(仮)  <span style="float: right;">(1日につき〇〇単位を加算)</span>		

# ○知的障害児施設給付費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する指定的障害児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	児童指導員又は保育士を配置している場合(1日につき)	臨床指導員を配置している場合(1日につき)	重度知的障害児支援加算	重度重複障害児加算	臨床行動障害児特別加算	養護給付加算
イ 指定的障害児施設の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (667単位)	x 965/1000	+57単位	+49単位	イ 重度知的障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき+165単位 ロ 重度知的障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+188単位	1日につき+111単位	1日につき+781単位	
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (440単位) (二)当該施設が主たる施設 (1,258単位) (三)当該施設が単独施設 (667単位)		+172単位	+148単位				
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (443単位)		+57単位	+49単位				
		(二)当該施設が主たる施設 (850単位)		+86単位	+73単位				
		(三)当該施設が単独施設 (667単位)		+57単位	+49単位				
	(4)定員21人以上30人以下	(667単位)		+57単位	+49単位				
	(5)定員31人以上40人以下	(606単位)		+39単位	+29単位				
	(6)定員41人以上50人以下	(544単位)		+26単位	+23単位				
	(7)定員51人以上60人以下	(527単位)		+20単位	+17単位				
	(8)定員61人以上70人以下	(509単位)		+14単位	+14単位				
	(9)定員71人以上80人以下	(491単位)		+13単位	+12単位				
	(10)定員81人以上90人以下	(473単位)		+11単位	+10単位				
	(11)定員91人以上100人以下	(454単位)		+9単位	+9単位				
	(12)定員101人以上110人以下	(452単位)		+9単位	+9単位				
	(13)定員111人以上120人以下	(451単位)		+9単位	+8単位				
	(14)定員121人以上130人以下	(449単位)		+8単位	+8単位				
	(15)定員131人以上140人以下	(447単位)		+8単位	+8単位				
	(16)定員141人以上150人以下	(445単位)		+8単位	+8単位				
	(17)定員151人以上160人以下	(441単位)		+8単位	+8単位				
	(18)定員161人以上170人以下	(438単位)		+8単位	+8単位				
	(19)定員171人以上180人以下	(435単位)		+8単位	+8単位				
(20)定員181人以上190人以下	(432単位)	+8単位	+8単位						
(21)定員191人以上	(429単位)	+8単位	+8単位						
入院・外泊時加算	イ 8日未満	(1)定員60人以下 (320単位) (2)定員61人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (252単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定					
	ロ 9日から12日未満	(1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)							
	自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき337単位を加算)							
自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として1日につき448単位を加算)								
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することし、併給不可							
	ロ 12日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)								
長期入院等支援加算	12日を超える場合	(1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することし、併給不可					
	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき24単位を加算)	x 965/1000						
		(2)定員51人以上60人以下 (1日につき20単位を加算)							
(3)定員61人以上70人以下 (1日につき17単位を加算)									
(4)定員71人以上80人以下 (1日につき15単位を加算)									
(5)定員81人以上90人以下 (1日につき13単位を加算)									
(6)定員91人以上100人以下 (1日につき12単位を加算)									
(7)定員101人以上110人以下 (1日につき10単位を加算)									
(8)定員111人以上120人以下 (1日につき10単位を加算)									
(9)定員121人以上130人以下 (1日につき9単位を加算)									
(10)定員131人以上140人以下 (1日につき8単位を加算)									
(11)定員141人以上150人以下 (1日につき8単位を加算)									
(12)定員151人以上160人以下 (1日につき7単位を加算)									
(13)定員161人以上170人以下 (1日につき7単位を加算)									
(14)定員171人以上180人以下 (1日につき6単位を加算)									
(15)定員181人以上190人以下 (1日につき6単位を加算)									
(16)定員191人以上 (1日につき6単位を加算)									
ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき22単位を加算)	x 965/1000							
	(2)定員51人以上60人以下 (1日につき18単位を加算)								
	(3)定員61人以上70人以下 (1日につき15単位を加算)								
	(4)定員71人以上80人以下 (1日につき13単位を加算)								
	(5)定員81人以上90人以下 (1日につき12単位を加算)								
	(6)定員91人以上100人以下 (1日につき11単位を加算)								
	(7)定員101人以上110人以下 (1日につき10単位を加算)								
	(8)定員111人以上120人以下 (1日につき9単位を加算)								
	(9)定員121人以上130人以下 (1日につき8単位を加算)								
	(10)定員131人以上140人以下 (1日につき7単位を加算)								
	(11)定員141人以上150人以下 (1日につき7単位を加算)								
	(12)定員151人以上160人以下 (1日につき6単位を加算)								
	(13)定員161人以上170人以下 (1日につき6単位を加算)								
	(14)定員171人以上180人以下 (1日につき6単位を加算)								
	(15)定員181人以上190人以下 (1日につき5単位を加算)								
	(16)定員191人以上 (1日につき5単位を加算)								
ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき12単位を加算)	x 965/1000							
	(2)定員51人以上60人以下 (1日につき10単位を加算)								
	(3)定員61人以上70人以下 (1日につき8単位を加算)								
	(4)定員71人以上80人以下 (1日につき7単位を加算)								
	(5)定員81人以上90人以下 (1日につき6単位を加算)								
	(6)定員91人以上100人以下 (1日につき6単位を加算)								
	(7)定員101人以上110人以下 (1日につき5単位を加算)								
	(8)定員111人以上120人以下 (1日につき5単位を加算)								
	(9)定員121人以上130人以下 (1日につき4単位を加算)								
	(10)定員131人以上140人以下 (1日につき4単位を加算)								
	(11)定員141人以上150人以下 (1日につき4単位を加算)								
	(12)定員151人以上160人以下 (1日につき3単位を加算)								
	(13)定員161人以上170人以下 (1日につき3単位を加算)								
	(14)定員171人以上180人以下 (1日につき3単位を加算)								
	(15)定員181人以上190人以下 (1日につき3単位を加算)								
	(16)定員191人以上 (1日につき3単位を加算)								

## 改正後報酬体系(案)

	注	注	注	注	注	注	注	注	
基本部分	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	児童指導員又は保育士が配置している場合(1日につき)	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度知的障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	心理用当職員を配置している場合(1日につき)	看護師を配置している場合(1日につき)
イ 指定知的障害児施設の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位	イ 重度知的障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき +〇〇単位 ロ 重度知的障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +〇〇単位			+〇〇単位	+〇〇単位
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位				+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位				+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	
	(4)定員21人以上30人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
	(5)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
	(6)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
	(7)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
	(8)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
	(9)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
	(10)定員81人以上90人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
	(11)定員91人以上100人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
	(12)定員101人以上110人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
	(13)定員111人以上120人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
	(14)定員121人以上130人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
	(15)定員131人以上140人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
	(16)定員141人以上150人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
	(17)定員151人以上160人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
	(18)定員161人以上170人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
	(19)定員171人以上180人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
	(20)定員181人以上190人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
	(21)定員191人以上	(〇〇単位)	+〇〇単位	+〇〇単位				+〇〇単位	
入院・外泊時加算	イ 8日目まで ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位) (1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定				
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度として、1日につき〇〇単位を加算) ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度として、1日につき〇〇単位を加算)								
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が4日未満 (1回につき〇〇単位を加算) ロ 12日を超える入院期間が4日以上 (1回につき〇〇単位を加算)				注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可				
長期入院等支援加算	12日を超える場合	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)	x 965/1000		3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可				
福祉専門職配置加算(仮)		(1日につき〇〇単位を加算)							
地域移行加算(仮)		(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)							
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき〇〇単位を加算)							
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき〇〇単位を加算)							
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき〇〇単位を加算)							
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき〇〇単位を加算)							
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき〇〇単位を加算)							
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき〇〇単位を加算)							
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき〇〇単位を加算)							
		(8)定員101人以上110人以下 (1日につき〇〇単位を加算)							
		(9)定員111人以上120人以下 (1日につき〇〇単位を加算)							
		(10)定員121人以上130人以下 (1日につき〇〇単位を加算)							
		(11)定員131人以上140人以下 (1日につき〇〇単位を加算)							
		(12)定員141人以上150人以下 (1日につき〇〇単位を加算)							
		(13)定員151人以上160人以下 (1日につき〇〇単位を加算)							
		(14)定員161人以上170人以下 (1日につき〇〇単位を加算)							
		(15)定員171人以上180人以下 (1日につき〇〇単位を加算)							
		(16)定員181人以上190人以下 (1日につき〇〇単位を加算)							
		(17)定員191人以上 (1日につき〇〇単位を加算)							
ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(2)定員41人以上50人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(3)定員51人以上60人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(4)定員61人以上70人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(5)定員71人以上80人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(6)定員81人以上90人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(7)定員91人以上100人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(8)定員101人以上110人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(9)定員111人以上120人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(10)定員121人以上130人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(11)定員131人以上140人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(12)定員141人以上150人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(13)定員151人以上160人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(14)定員161人以上170人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(15)定員171人以上180人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(16)定員181人以上190人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(17)定員191人以上 (1日につき〇〇単位を加算)								
ハ 栄養士配置加算(Ⅲ)	(1)定員40人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(2)定員41人以上50人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(3)定員51人以上60人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(4)定員61人以上70人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(5)定員71人以上80人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(6)定員81人以上90人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(7)定員91人以上100人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(8)定員101人以上110人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(9)定員111人以上120人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(10)定員121人以上130人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(11)定員131人以上140人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(12)定員141人以上150人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(13)定員151人以上160人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(14)定員161人以上170人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(15)定員171人以上180人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(16)定員181人以上190人以下 (1日につき〇〇単位を加算)								
	(17)定員191人以上 (1日につき〇〇単位を加算)								
栄養マネジメント加算(仮)		(1日につき〇〇単位を加算)							



# ○第一種自閉症児施設給付費

## 現行報酬体系

	注	注	注	注	注
基本部分	地方公共団体が設置する指定第一種自閉症児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度知的障害児支援加算	重度重複障害児加算	激変緩和加算
<input type="checkbox"/> 指定第一種自閉症児施設の場合 (309単位)	x 965/1000	x 70/100	<input type="checkbox"/> 重度知的障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき+165単位 <input type="checkbox"/> 重度知的障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+198単位	1日につき+111単位	-
自活訓練加算 <input type="checkbox"/> 自活訓練加算(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 337単位を加算) <input type="checkbox"/> 自活訓練加算(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 448単位を加算)					

# 改正後報酬体系(案)

	注	注	注	注						
基本部分	地方公共団体が設置する指定第一種自閉症児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度知的障害児支援加算	重度重複障害児加算						
<input type="checkbox"/> 指定第一種自閉症児施設の場合 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	イ 重度知的障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき+〇〇単位 ロ 重度知的障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">自活訓練加算</td> <td style="width: 90%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">イ 自活訓練加算(Ⅰ)</td> <td style="width: 90%;">(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">ロ 自活訓練加算(Ⅱ)</td> <td style="width: 90%;">(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	自活訓練加算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">イ 自活訓練加算(Ⅰ)</td> <td style="width: 90%;">(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">ロ 自活訓練加算(Ⅱ)</td> <td style="width: 90%;">(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算)	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算)				
自活訓練加算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">イ 自活訓練加算(Ⅰ)</td> <td style="width: 90%;">(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">ロ 自活訓練加算(Ⅱ)</td> <td style="width: 90%;">(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算)	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算)					
イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算)									
ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算)									
<b>地域移行加算(仮)</b> (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)										
<b>福祉専門職配置加算(仮)</b> (1日につき〇〇単位を加算)										

# ○第二種自閉症児施設給付費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注	注	注	注		
		地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	児童指導員又は保育士を配置している場合(1日につき)	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度知的障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	激変緩和加算	
ハ 指定第二種自閉症児施設の場合	(1)定員40人以下	(662単位)	x 965/1000	30人以下 +57単位	30人以下+49単位 31人以上40人以下 +39単位	イ 重度知的障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき +165単位	1日につき +111単位	1日につき +781単位	-	
	(2)定員41人以上50人以下	(635単位)								
	(3)定員51人以上60人以下	(609単位)								
	(4)定員61人以上70人以下	(582単位)								
	(5)定員71人以上	(555単位)								
入院・外泊時加算	イ 8日目まで	(1)定員60人以下 (320単位) (2)定員61人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (252単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定						
	ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)								
	自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 337単位を加算) ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 448単位を加算)								
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 561単位を加算)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可						
	ロ 12日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 1,122単位を加算)								
長期入院等支援加算	12日を超える場合	(1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可						
	栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)								(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 24単位を加算)
										(2)定員51人以上60人以下 (1日につき 20単位を加算)
(3)定員61人以上70人以下 (1日につき 17単位を加算)										
(4)定員71人以上80人以下 (1日につき 15単位を加算)										
(5)定員81人以上90人以下 (1日につき 13単位を加算)										
(6)定員91人以上100人以下 (1日につき 12単位を加算)										
(7)定員101人以上110人以下 (1日につき 10単位を加算)										
(8)定員111人以上120人以下 (1日につき 10単位を加算)										
(9)定員121人以上130人以下 (1日につき 9単位を加算)										
(10)定員131人以上140人以下 (1日につき 8単位を加算)										
(11)定員141人以上150人以下 (1日につき 8単位を加算)										
(12)定員151人以上160人以下 (1日につき 7単位を加算)										
(13)定員161人以上170人以下 (1日につき 7単位を加算)										
(14)定員171人以上180人以下 (1日につき 6単位を加算)										
(15)定員181人以上190人以下 (1日につき 6単位を加算)										
(16)定員191人以上 (1日につき 6単位を加算)										
ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 22単位を加算)									
	(2)定員51人以上60人以下 (1日につき 18単位を加算)									
	(3)定員61人以上70人以下 (1日につき 15単位を加算)									
	(4)定員71人以上80人以下 (1日につき 13単位を加算)									
	(5)定員81人以上90人以下 (1日につき 12単位を加算)									
	(6)定員91人以上100人以下 (1日につき 11単位を加算)									
	(7)定員101人以上110人以下 (1日につき 10単位を加算)									
	(8)定員111人以上120人以下 (1日につき 9単位を加算)									
	(9)定員121人以上130人以下 (1日につき 8単位を加算)									
	(10)定員131人以上140人以下 (1日につき 7単位を加算)									
	(11)定員141人以上150人以下 (1日につき 7単位を加算)									
	(12)定員151人以上160人以下 (1日につき 6単位を加算)									
	(13)定員161人以上170人以下 (1日につき 6単位を加算)									
	(14)定員171人以上180人以下 (1日につき 6単位を加算)									
	(15)定員181人以上190人以下 (1日につき 5単位を加算)									
	(16)定員191人以上 (1日につき 5単位を加算)									
ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 12単位を加算)									
	(2)定員51人以上60人以下 (1日につき 10単位を加算)									
	(3)定員61人以上70人以下 (1日につき 8単位を加算)									
	(4)定員71人以上80人以下 (1日につき 7単位を加算)									
	(5)定員81人以上90人以下 (1日につき 6単位を加算)									
	(6)定員91人以上100人以下 (1日につき 6単位を加算)									
	(7)定員101人以上110人以下 (1日につき 5単位を加算)									
	(8)定員111人以上120人以下 (1日につき 5単位を加算)									
	(9)定員121人以上130人以下 (1日につき 4単位を加算)									
	(10)定員131人以上140人以下 (1日につき 4単位を加算)									
	(11)定員141人以上150人以下 (1日につき 4単位を加算)									
	(12)定員151人以上160人以下 (1日につき 3単位を加算)									
	(13)定員161人以上170人以下 (1日につき 3単位を加算)									
	(14)定員171人以上180人以下 (1日につき 3単位を加算)									
	(15)定員181人以上190人以下 (1日につき 3単位を加算)									
	(16)定員191人以上 (1日につき 3単位を加算)									

(注1)  
 定員71人以上80人以下 +20単位 定員81人以上90人以下 +17単位 定員91人以上100人以下 +14単位  
 定員101人以上110人以下 +13単位 定員111人以上120人以下 +12単位 定員121人以上130人以下 +11単位  
 定員131人以上140人以下 +10単位 定員141人以上150人以下 +9単位 定員151人以上160人以下 +9単位  
 定員161人以上170人以下 +9単位 定員171人以上180人以下 +8単位 定員181人以上190人以下 +8単位  
 定員191人以上 +8単位

# 改正後報酬体系(案)

	注	注	注	注	注	注	注	
基本部分	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合	利用者の数を利用定員を超える場合	児童指導員又は保育士を配置している場合(1日につき)	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度知的障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	
ハ 指定第二種自閉症児施設の場合	(1)定員40人以下 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	30人以下 +〇〇単位	30人以下+〇〇単位 31人以上 40人以下+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	+〇〇単位
(2)定員41人以上50人以下 (〇〇単位)	+〇〇単位							
(3)定員51人以上60人以下 (〇〇単位)	+〇〇単位							
(4)定員61人以上70人以下 (〇〇単位)	+〇〇単位							
(5)定員71人以上 (〇〇単位)	+〇〇単位							
入院・外泊時加算	イ 8日目まで ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定				(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算) ロ 自活訓練加算(Ⅱ)(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 〇〇単位を加算)							
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 〇〇単位を加算) ロ 12日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)							
長期入院等支援加算	12日を超える場合	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することし、併給不可				
福祉専門職配置加算(仮)		(1日につき〇〇単位を加算)						
地域移行加算(仮)		(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)						
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) ハ 栄養士配置加算(Ⅲ)	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (5)定員71人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)						
栄養マネジメント加算(仮)		(1日につき〇〇単位を加算)						

注 長期入院等支援加算と選択することし、併給不可

# ○知的障害児通園施設給付費

## 現行報酬体系

基本部分	注	注	注	注																																																						
	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算	激変緩和加算																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">知的障害児の場合</td> <td style="width: 50%;">(1)定員30人以下 (663単位)</td> <td rowspan="7" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">x 965/1000</td> <td rowspan="7" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">x 70/100</td> <td rowspan="7" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">1日につき +264単位</td> <td rowspan="7" style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)定員31人以上40人以下 (607単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)定員41人以上50人以下 (550単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)定員51人以上60人以下 (496単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5)定員61人以上70人以下 (476単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6)定員71人以上80人以下 (457単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(7)定員81人以上 (436単位)</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児の場合</td> <td>(1)定員30人以下 (663単位)</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">x 965/1000</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">x 70/100</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1日につき +264単位</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)定員31人以上40人以下 (607単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)定員41人以上50人以下 (550単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)定員51人以上60人以下 (496単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5)定員61人以上70人以下 (476単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6)定員71人以上80人以下 (457単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(7)定員81人以上 (436単位)</td> </tr> <tr> <td>難聴幼児の場合</td> <td>(1)定員30人以下 (1,019単位)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)定員31人以上40人以下 (937単位)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)定員41人以上 (854単位)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	知的障害児の場合	(1)定員30人以下 (663単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +264単位			(2)定員31人以上40人以下 (607単位)		(3)定員41人以上50人以下 (550単位)		(4)定員51人以上60人以下 (496単位)		(5)定員61人以上70人以下 (476単位)		(6)定員71人以上80人以下 (457単位)		(7)定員81人以上 (436単位)	肢体不自由児の場合	(1)定員30人以下 (663単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +264単位	-		(2)定員31人以上40人以下 (607単位)		(3)定員41人以上50人以下 (550単位)		(4)定員51人以上60人以下 (496単位)		(5)定員61人以上70人以下 (476単位)		(6)定員71人以上80人以下 (457単位)		(7)定員81人以上 (436単位)	難聴幼児の場合	(1)定員30人以下 (1,019単位)						(2)定員31人以上40人以下 (937単位)						(3)定員41人以上 (854単位)								
知的障害児の場合	(1)定員30人以下 (663単位)	x 965/1000					x 70/100	1日につき +264単位																																																		
	(2)定員31人以上40人以下 (607単位)																																																									
	(3)定員41人以上50人以下 (550単位)																																																									
	(4)定員51人以上60人以下 (496単位)																																																									
	(5)定員61人以上70人以下 (476単位)																																																									
	(6)定員71人以上80人以下 (457単位)																																																									
	(7)定員81人以上 (436単位)																																																									
肢体不自由児の場合	(1)定員30人以下 (663単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +264単位	-																																																					
	(2)定員31人以上40人以下 (607単位)																																																									
	(3)定員41人以上50人以下 (550単位)																																																									
	(4)定員51人以上60人以下 (496単位)																																																									
	(5)定員61人以上70人以下 (476単位)																																																									
	(6)定員71人以上80人以下 (457単位)																																																									
	(7)定員81人以上 (436単位)																																																									
難聴幼児の場合	(1)定員30人以下 (1,019単位)																																																									
	(2)定員31人以上40人以下 (937単位)																																																									
	(3)定員41人以上 (854単位)																																																									

家庭連携加算 (月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)	
	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)	
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)	
	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)	
食事提供加算	<input type="checkbox"/> 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 42単位を加算)	
	<input type="checkbox"/> 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 58単位を加算)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)	
栄養管理体制加算	<input type="checkbox"/> 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 30単位を加算)
		(2)定員51人以上60人以下 (1日につき 25単位を加算)
		(3)定員61人以上70人以下 (1日につき 21単位を加算)
		(4)定員71人以上80人以下 (1日につき 19単位を加算)
		(5)定員81人以上90人以下 (1日につき 16単位を加算)
		(6)定員91人以上100人以下 (1日につき 15単位を加算)
		(7)定員101人以上110人以下 (1日につき 13単位を加算)
		(8)定員111人以上120人以下 (1日につき 12単位を加算)
		(9)定員121人以上130人以下 (1日につき 11単位を加算)
		(10)定員131人以上140人以下 (1日につき 10単位を加算)
		(11)定員141人以上150人以下 (1日につき 10単位を加算)
		(12)定員151人以上160人以下 (1日につき 9単位を加算)
		(13)定員161人以上170人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(14)定員171人以上180人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(15)定員181人以上190人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(16)定員191人以上 (1日につき 7単位を加算)
	<input type="checkbox"/> 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 16単位を加算)
		(2)定員51人以上60人以下 (1日につき 13単位を加算)
		(3)定員61人以上70人以下 (1日につき 11単位を加算)
		(4)定員71人以上80人以下 (1日につき 10単位を加算)
		(5)定員81人以上90人以下 (1日につき 9単位を加算)
		(6)定員91人以上100人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(7)定員101人以上110人以下 (1日につき 7単位を加算)
		(8)定員111人以上120人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(9)定員121人以上130人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(10)定員131人以上140人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(11)定員141人以上150人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(12)定員151人以上160人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(13)定員161人以上170人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(14)定員171人以上180人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(15)定員181人以上190人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(16)定員191人以上 (1日につき 4単位を加算)

# 改正後報酬体系(案)

基本部分	注	注	注
	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算

  

知的障害児の場合	(1)定員30人以下 (〇〇単位) (2)定員31人以上40人以下 (〇〇単位) (3)定員41人以上50人以下 (〇〇単位) (4)定員51人以上60人以下 (〇〇単位) (5)定員61人以上70人以下 (〇〇単位) (6)定員71人以上80人以下 (〇〇単位) (7)定員81人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位
肢体不自由児の場合	(1)定員30人以下 (〇〇単位) (2)定員31人以上40人以下 (〇〇単位) (3)定員41人以上50人以下 (〇〇単位) (4)定員51人以上60人以下 (〇〇単位) (5)定員61人以上70人以下 (〇〇単位) (6)定員71人以上80人以下 (〇〇単位) (7)定員81人以上 (〇〇単位)			
難聴幼児の場合	(1)定員20人 (〇〇単位) (2)定員21人以上30人以下 (〇〇単位) (3)定員31人以上40人以下 (〇〇単位) (4)定員41人以上 (〇〇単位)			

  

家庭連携加算 (月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 〇〇単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき 〇〇単位を加算)
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 〇〇単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき 〇〇単位を加算)
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算) ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 〇〇単位を加算)
福祉専門職配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)	

  

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(6)定員81人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> </table>	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(6)定員81人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)	
(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
(6)定員81人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)								
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> <tr><td>(6)定員81人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)</td></tr> </table>	(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	(6)定員81人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)	
(1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)								
(6)定員81人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)								

  

事業運営配慮加算(仮)	(1日につき 〇〇単位を加算)
-------------	-----------------

# ○盲児施設給付費

## 現行報酬体系

	注	注	注	注	注	注	注	注	
基本部分									
イ 指定盲児施設の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (534単位) (二)当該施設が単独施設 (606単位)	x 965/1000	x 70/100	+344単位 +57単位 +172単位 +57単位 +172単位 +114単位 +57単位 +86単位 +57単位 +68単位 +57単位 +57単位 +57単位 +57単位	+296単位 +49単位 +148単位 +49単位 +148単位 +98単位 +49単位 +73単位 +49単位 +59単位 +49単位 +49単位 +49単位	イ 重度盲ろうあ児支援加算(Ⅰ) 1日につき +158単位 ロ 重度盲ろうあ児支援加算(Ⅱ) 1日につき +189単位	1日につき +111単位	1日につき +78単位
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (422単位) (二)当該施設が単独施設 (606単位)							
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (422単位) (二)当該施設が主たる施設 (1,250単位) (三)当該施設が単独施設 (606単位)							
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (378単位) (二)当該施設が主たる施設 (930単位) (三)当該施設が単独施設 (606単位)							
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (363単位) (二)当該施設が主たる施設 (777単位) (三)当該施設が単独施設 (606単位)							
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (351単位) (二)当該施設が主たる施設 (720単位) (三)当該施設が単独施設 (606単位)							
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (333単位) (二)当該施設が主たる施設 (606単位) (三)当該施設が単独施設 (606単位)							
	(8)定員31人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (543単位)  (二)当該施設が単独施設 (543単位)							
	(9)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (480単位) (二)当該施設が単独施設 (480単位)							
	(10)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (466単位) (二)当該施設が単独施設 (466単位)							
	(11)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (451単位) (二)当該施設が単独施設 (451単位)							
	(12)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (436単位) (二)当該施設が単独施設 (436単位)							
	(13)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (421単位) (二)当該施設が単独施設 (421単位)							
	(14)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (405単位) (二)当該施設が単独施設 (405単位)							
入院-外泊時加算	イ 8日目まで ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下 (320単位) (2)定員61人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (252単位) (1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)	x 965/1000		3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定				
入院時特別支援加算(月1回を限る)	イ 12日を超える入院期間が4日未満 ロ 12日を超える入院期間が4日以上	(1回につき561単位を加算) (1回につき1,122単位を加算)							注 長期入院等支援加算を選択することとし、併給不可
長期入院等支援加算	12日を超える場合	(1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)	x 965/1000		3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算を選択することとし、併給不可				
栄養管理体制加算	(Ⅰ)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一)定員41人以上50人以下 (1日につき24単位を加算)							
		(二)定員51人以上60人以下 (1日につき20単位を加算)							
		(三)定員61人以上70人以下 (1日につき17単位を加算)							
		(四)定員71人以上80人以下 (1日につき15単位を加算)							
		(五)定員81人以上90人以下 (1日につき13単位を加算)							
		(六)定員91人以上100人以下 (1日につき12単位を加算)							
		(七)定員101人以上110人以下 (1日につき10単位を加算)							
		(八)定員111人以上120人以下 (1日につき10単位を加算)							
		(九)定員121人以上130人以下 (1日につき9単位を加算)							
		(十)定員131人以上140人以下 (1日につき8単位を加算)							
		(十一)定員141人以上150人以下 (1日につき8単位を加算)							
		(十二)定員151人以上160人以下 (1日につき7単位を加算)							
		(十三)定員161人以上170人以下 (1日につき7単位を加算)							
		(十四)定員171人以上180人以下 (1日につき6単位を加算)							
		(十五)定員181人以上190人以下 (1日につき6単位を加算)							
		(十六)定員191人以上 (1日につき6単位を加算)							
		(Ⅱ)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上50人以下 (1日につき22単位を加算)						
			(二)定員51人以上60人以下 (1日につき18単位を加算)						
	(三)定員61人以上70人以下 (1日につき15単位を加算)								
	(四)定員71人以上80人以下 (1日につき13単位を加算)								
	(五)定員81人以上90人以下 (1日につき12単位を加算)								
	(六)定員91人以上100人以下 (1日につき11単位を加算)								
	(七)定員101人以上110人以下 (1日につき10単位を加算)								
	(八)定員111人以上120人以下 (1日につき9単位を加算)								
	(九)定員121人以上130人以下 (1日につき8単位を加算)								
	(十)定員131人以上140人以下 (1日につき7単位を加算)								
	(十一)定員141人以上150人以下 (1日につき7単位を加算)								
	(十二)定員151人以上160人以下 (1日につき6単位を加算)								
	(十三)定員161人以上170人以下 (1日につき6単位を加算)								
	(十四)定員171人以上180人以下 (1日につき6単位を加算)								
	(十五)定員181人以上190人以下 (1日につき5単位を加算)								
	(十六)定員191人以上 (1日につき5単位を加算)								
	(Ⅲ)栄養管理体制加算(Ⅲ)		(一)定員41人以上50人以下 (1日につき12単位を加算)						
			(二)定員51人以上60人以下 (1日につき10単位を加算)						
		(三)定員61人以上70人以下 (1日につき8単位を加算)							
		(四)定員71人以上80人以下 (1日につき7単位を加算)							
(五)定員81人以上90人以下 (1日につき6単位を加算)									
(六)定員91人以上100人以下 (1日につき6単位を加算)									
(七)定員101人以上110人以下 (1日につき5単位を加算)									
(八)定員111人以上120人以下 (1日につき5単位を加算)									
(九)定員121人以上130人以下 (1日につき4単位を加算)									
(十)定員131人以上140人以下 (1日につき4単位を加算)									
(十一)定員141人以上150人以下 (1日につき4単位を加算)									
(十二)定員151人以上160人以下 (1日につき3単位を加算)									
(十三)定員161人以上170人以下 (1日につき3単位を加算)									
(十四)定員171人以上180人以下 (1日につき3単位を加算)									
(十五)定員181人以上190人以下 (1日につき3単位を加算)									
(十六)定員191人以上 (1日につき3単位を加算)									
(注1) 定員91人以上100人以下 +14単位 定員101人以上110人以下 +13単位 定員111人以上120人以下 +12単位 定員121人以上130人以下 +11単位 定員131人以上140人以下 +10単位 定員141人以上150人以下 +9単位 定員151人以上160人以下 +9単位 定員161人以上170人以下 +9単位 定員171人以上180人以下 +8単位 定員181人以上190人以下 +8単位 定員191人以上 +8単位									

## 改正後報酬体系(案)

	注	注	注	注	注	注	注	注	
<b>基本部分</b>	地方公共団 体が設置する 指定児童施設 の場合	利用者の数 が利用定員を 超える場合	児童指導員又 は保育士を配 置している場 合(1日につき)	職業指導員を 配置している場 合(1日につき)	重度盲ろうあ 児支援加算	重度重複障 害児加算	幼児加算	心理担当職員 を配置している 場合(1日につき)	看護部を配置 している場合 (1日につき)
イ 指定児童 施設の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位	イ 重度盲ろう あ児支援加 算(Ⅰ) 1日につき +〇〇単位  ロ 重度盲ろう あ児支援加 算(Ⅱ) 1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位
	(8)定員31人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位
	(9)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位
	(10)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位
	(11)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位
	(12)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位
	(13)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位
	(14)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位
		x 965/1000	x 70/100						
知的障害児 が利用する場 合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (〇〇単位) (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位	イ 重度知的 障害児支援 加算(Ⅰ) 1日につき +〇〇単位  ロ 重度知的 障害児支援 加算(Ⅱ) 1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位
	(4)定員21人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位
	(5)定員31人以上40人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位
	(6)定員41人以上50人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位
	(7)定員51人以上60人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位
	(8)定員61人以上70人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位
	(9)定員71人以上80人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位
	(10)定員81人以上90人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位
	(11)定員91人以上	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)		+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位			+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位
		x 965/1000	x 70/100						
入院・外泊時 加算	イ 8日目まで	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定					
	ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)							
入院時特別支援 加算(月1回を標準)	イ 12日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 〇〇単位を加算) ロ 12日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)			注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可					
長期入院等 支援加算	12日を超える場合	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可					
<b>福祉専門職配置加算(仮)</b>									
(1日につき〇〇単位を加算)									
<b>地域移行加算(仮)</b>									
(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)									
栄養士配 置体制加 算	(1)栄養士配置加算(Ⅰ)	(一)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
		(二)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
		(三)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
		(四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
		(五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
		(六)定員81人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
	(2)栄養士配置加算(Ⅱ)	(一)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
		(二)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
		(三)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
		(四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
		(五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
		(六)定員81人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
	(3)栄養士配置加算(Ⅲ)	(一)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
		(二)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
		(三)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
		(四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
		(五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
		(六)定員81人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)							
<b>栄養マネジメント加算(仮)</b>									
(1日につき〇〇単位を加算)									



# 〇ろうあ児施設給付費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	利用者の数を利用定員を超える場合	児童指導員又は保育士を配置している場合(1日につき)	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度盲ろうあ児支援加算	重度重複障害児加算	幼児加算	施設緩和加算	
指定ろうあ児施設の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (534単位) (二)当該施設が単独施設 (602単位)	x 965/1000	x 70/100	+344単位 +57単位	+296単位 +49単位	イ 重度盲ろうあ児支援加算(Ⅰ) 1日につき +143単位 ロ 重度盲ろうあ児支援加算(Ⅱ) 1日につき +171単位	1日につき +111単位	1日につき +78単位	
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (442単位) (二)当該施設が単独施設 (602単位)			+172単位 +57単位	+148単位 +49単位				
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (442単位) (二)当該施設が主たる施設 (1,240単位) (三)当該施設が単独施設 (602単位)			+172単位 +57単位	+148単位 +49単位				
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (379単位) (二)当該施設が主たる施設 (923単位) (三)当該施設が単独施設 (602単位)			+114単位 +57単位	+98単位 +49単位				
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (366単位) (二)当該施設が主たる施設 (775単位) (三)当該施設が単独施設 (602単位)			+86単位 +57単位	+73単位 +49単位				
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (348単位) (二)当該施設が主たる施設 (675単位) (三)当該施設が単独施設 (602単位)			+68単位 +57単位	+59単位 +49単位				
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (336単位) (二)当該施設が主たる施設 (602単位) (三)当該施設が単独施設 (602単位)			+57単位 +57単位	+49単位 +49単位				
	(8)定員31人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (540単位) (二)当該施設が単独施設 (540単位)			31人以上35人以下 +45単位 31人以上35人以下 +45単位	+39単位				
	(9)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (477単位) (二)当該施設が単独施設 (477単位)			+29単位					
	(10)定員51人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (463単位) (二)当該施設が単独施設 (463単位)			+26単位					
	(11)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (449単位) (二)当該施設が単独施設 (449単位)			+23単位					
	(12)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (434単位) (二)当該施設が単独施設 (434単位)			+20単位					
	(13)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (419単位) (二)当該施設が単独施設 (419単位)			+17単位					
	(14)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (404単位) (二)当該施設が単独施設 (404単位)			※(注1)					
入院・外泊時加算	イ 8日目まで ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下 (320単位) (2)定員61人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (252単位) (1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定						
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が24日未満 ロ 12日を超える入院期間が24日以上	(1回につき561単位を加算) (1回につき1,122単位を加算)		注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可						
長期入院等支援加算	12日を超える場合	(1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可						
栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上50人以下	(1日につき24単位を加算)								
	(2)定員51人以上60人以下	(1日につき20単位を加算)								
	(3)定員61人以上70人以下	(1日につき17単位を加算)								
	(4)定員71人以上80人以下	(1日につき15単位を加算)								
	(5)定員81人以上90人以下	(1日につき13単位を加算)								
	(6)定員91人以上100人以下	(1日につき12単位を加算)								
	(7)定員101人以上110人以下	(1日につき10単位を加算)								
	(8)定員111人以上120人以下	(1日につき10単位を加算)								
	(9)定員121人以上130人以下	(1日につき9単位を加算)								
	(10)定員131人以上140人以下	(1日につき8単位を加算)								
	(11)定員141人以上150人以下	(1日につき8単位を加算)								
	(12)定員151人以上160人以下	(1日につき7単位を加算)								
	(13)定員161人以上170人以下	(1日につき7単位を加算)								
	(14)定員171人以上180人以下	(1日につき6単位を加算)								
	(15)定員181人以上190人以下	(1日につき6単位を加算)								
	(16)定員191人以上	(1日につき5単位を加算)								
	栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上50人以下	(1日につき22単位を加算)							
		(二)定員51人以上60人以下	(1日につき18単位を加算)							
		(三)定員61人以上70人以下	(1日につき15単位を加算)							
		(四)定員71人以上80人以下	(1日につき13単位を加算)							
		(五)定員81人以上90人以下	(1日につき12単位を加算)							
		(六)定員91人以上100人以下	(1日につき11単位を加算)							
		(七)定員101人以上110人以下	(1日につき10単位を加算)							
		(八)定員111人以上120人以下	(1日につき9単位を加算)							
		(九)定員121人以上130人以下	(1日につき8単位を加算)							
		(十)定員131人以上140人以下	(1日につき7単位を加算)							
(十一)定員141人以上150人以下		(1日につき7単位を加算)								
(十二)定員151人以上160人以下	(1日につき6単位を加算)									
(十三)定員161人以上170人以下	(1日につき6単位を加算)									
(十四)定員171人以上180人以下	(1日につき5単位を加算)									
(十五)定員181人以上190人以下	(1日につき5単位を加算)									
(十六)定員191人以上	(1日につき5単位を加算)									
栄養管理体制加算(Ⅲ)	(一)定員41人以上50人以下	(1日につき12単位を加算)								
	(二)定員51人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)								
	(三)定員61人以上70人以下	(1日につき8単位を加算)								
	(四)定員71人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)								
	(五)定員81人以上90人以下	(1日につき6単位を加算)								
	(六)定員91人以上100人以下	(1日につき6単位を加算)								
	(七)定員101人以上110人以下	(1日につき5単位を加算)								
	(八)定員111人以上120人以下	(1日につき5単位を加算)								
	(九)定員121人以上130人以下	(1日につき4単位を加算)								
	(十)定員131人以上140人以下	(1日につき4単位を加算)								
	(十一)定員141人以上150人以下	(1日につき4単位を加算)								
(十二)定員151人以上160人以下	(1日につき3単位を加算)									
(十三)定員161人以上170人以下	(1日につき3単位を加算)									
(十四)定員171人以上180人以下	(1日につき3単位を加算)									
(十五)定員181人以上190人以下	(1日につき3単位を加算)									
(十六)定員191人以上	(1日につき3単位を加算)									

(注1)  
 定員91人以上100人以下 +14単位 定員101人以上110人以下 +13単位 定員111人以上120人以下 +12単位  
 定員121人以上130人以下 +11単位 定員131人以上140人以下 +10単位 定員141人以上150人以下 +9単位  
 定員151人以上160人以下 +9単位 定員161人以上170人以下 +9単位 定員171人以上180人以下 +8単位  
 定員181人以上190人以下 +8単位 定員191人以上 +8単位

## 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	利用者の数を利用定員を超える場合	児童指導員又は保育士を配置している場合(1日につき)	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度盲ろうあ児支援加算	重度重複障害児加算	幼児加算	心理療育施設を配置している場合(1日につき)	看護部を配置している場合(1日につき)	
□指定ろうあ児施設の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	+〇〇単位	+〇〇単位	I 重度盲ろうあ児支援加算(Ⅰ) 1日につき +〇〇単位 □ 重度盲ろうあ児支援加算(Ⅱ) 1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位					
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位					
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位					
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位					
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位					
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位					
	(8)定員31人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			31人以上35人以下 +〇〇単位 31人以上35人以下 +〇〇単位	+〇〇単位					
	(9)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)				+〇〇単位					
	(10)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)				+〇〇単位					
	(11)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)				+〇〇単位					
	(12)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)				+〇〇単位					
	(13)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)				+〇〇単位					
	(14)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)				+〇〇単位					
知的障害児が利用する場合	(1)定員5人以上10未満	施設施設が単独施設 (〇〇単位) (一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	+〇〇単位	+〇〇単位	I 重度知的障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき +〇〇単位 □ 重度知的障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	
	(2)定員10人	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位) (三)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位					
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位					
	(4)定員21人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (三)当該施設が単独施設 (〇〇単位)			+〇〇単位	+〇〇単位					
	(5)定員31人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)				+〇〇単位					
	(6)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)				+〇〇単位					
	(7)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)				+〇〇単位					
	(8)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)				+〇〇単位					
	(9)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)				+〇〇単位					
	(10)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)				+〇〇単位					
	(11)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (〇〇単位) (二)当該施設が単独施設 (〇〇単位)				+〇〇単位					
入院・外泊加算	イ 8日未満	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定							
	ロ 9日目から12日未満	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)									
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が24日未満	(1回につき 〇〇単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択すること、併給不可								
	ロ 12日を超える入院期間が24日以上	(1回につき 〇〇単位を加算)									
長期入院等支援加算	12日を超える場合	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択すること、併給不可							
	12日を超えない場合	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)									
	12日を超えない場合	(1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)									
福祉専門職配置加算(仮)		(1日につき〇〇単位を加算)									
地域移行加算(仮)		(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)									
栄養士配置加算	(Ⅰ)栄養士配置加算	(一)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択すること、併給不可							
		(二)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(三)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(六)定員81人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
	(Ⅱ)栄養士配置加算	(一)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(二)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(三)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(六)定員81人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
	(Ⅲ)栄養士配置加算	(一)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(二)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(三)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(四)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(五)定員71人以上80人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
		(六)定員81人以上90人以下 (1日につき 〇〇単位を加算)									
栄養マネジメント加算(仮)		(1日につき〇〇単位を加算)									

# ○難聴幼児通園施設給付費

## 現行報酬体系

基本部分		注 地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 幼児加算	注 激変緩和加算				
難聴幼児の場合	(一)定員30人以下 (1,019単位) (二)定員31人以上40人以下 (937単位) (三)定員41人以上 (854単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +264単位	—				
知的障害児の場合	(一)定員30人以下 (663単位) (二)定員31人以上40人以下 (607単位) (三)定員41人以上50人以下 (550単位) (四)定員51人以上60人以下 (496単位) (五)定員61人以上70人以下 (476単位) (六)定員71人以上80人以下 (457単位) (七)定員81人以上 (436単位)								
肢体不自由児の場合	(一)定員30人以下 (663単位) (二)定員31人以上40人以下 (607単位) (三)定員41人以上50人以下 (550単位) (四)定員51人以上60人以下 (496単位) (五)定員61人以上70人以下 (476単位) (六)定員71人以上80人以下 (457単位) (七)定員81人以上 (436単位)								
家庭連携加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)								
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)								
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 42単位を加算) ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 58単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)								
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)					(一)定員41人以上50人以下 (1日につき 30単位を加算)			
						(二)定員51人以上60人以下 (1日につき 25単位を加算)			
						(三)定員61人以上70人以下 (1日につき 21単位を加算)			
						(四)定員71人以上80人以下 (1日につき 19単位を加算)			
						(五)定員81人以上90人以下 (1日につき 16単位を加算)			
						(六)定員91人以上100人以下 (1日につき 15単位を加算)			
						(七)定員101人以上110人以下 (1日につき 13単位を加算)			
						(八)定員111人以上120人以下 (1日につき 12単位を加算)			
						(九)定員121人以上130人以下 (1日につき 11単位を加算)			
						(十)定員131人以上140人以下 (1日につき 10単位を加算)			
						(十一)定員141人以上150人以下 (1日につき 10単位を加算)			
						(十二)定員151人以上160人以下 (1日につき 9単位を加算)			
						(十三)定員161人以上170人以下 (1日につき 8単位を加算)			
						(十四)定員171人以上180人以下 (1日につき 8単位を加算)			
		(十五)定員181人以上190人以下 (1日につき 8単位を加算)							
		(十六)定員191人以上 (1日につき 7単位を加算)							
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上50人以下 (1日につき 16単位を加算)							
		(二)定員51人以上60人以下 (1日につき 13単位を加算)							
		(三)定員61人以上70人以下 (1日につき 11単位を加算)							
		(四)定員71人以上80人以下 (1日につき 10単位を加算)							
		(五)定員81人以上90人以下 (1日につき 9単位を加算)							
		(六)定員91人以上100人以下 (1日につき 8単位を加算)							
		(七)定員101人以上110人以下 (1日につき 7単位を加算)							
		(八)定員111人以上120人以下 (1日につき 6単位を加算)							
		(九)定員121人以上130人以下 (1日につき 6単位を加算)							
		(十)定員131人以上140人以下 (1日につき 5単位を加算)							
		(十一)定員141人以上150人以下 (1日につき 5単位を加算)							
		(十二)定員151人以上160人以下 (1日につき 5単位を加算)							
		(十三)定員161人以上170人以下 (1日につき 4単位を加算)							
		(十四)定員171人以上180人以下 (1日につき 4単位を加算)							
		(十五)定員181人以上190人以下 (1日につき 4単位を加算)							
		(十六)定員191人以上 (1日につき 4単位を加算)							

# 改正後報酬体系(案)

	注	注	注	注																																																																	
基本部分	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算	(仮)人工内耳装用児支援加算(1日あたり)																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 10%;">難聴幼児の場合</td> <td style="width: 10%;">(一)定員20人</td> <td style="width: 10%;">(〇〇単位)</td> <td rowspan="14" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">x 965/1000</td> <td rowspan="14" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">x 70/100</td> <td rowspan="14" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">1日につき +〇〇単位</td> <td style="width: 10%;">+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(二)定員21人以上30人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td>+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(三)定員31人以上40人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td>+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(四)定員41人以上</td> <td>(〇〇単位)</td> <td>+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="width: 10%;">知的障害児の場合</td> <td>(一)定員30人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td>+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(二)定員31人以上40人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td>+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(三)定員41人以上50人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td>+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(四)定員51人以上60人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td>+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(五)定員61人以上70人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td>+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(六)定員71人以上80人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td>+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(七)定員81人以上</td> <td>(〇〇単位)</td> <td>+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="width: 10%;">肢体不自由児の場合</td> <td>(一)定員30人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td>+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(二)定員31人以上40人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td>+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(三)定員41人以上50人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td>+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(四)定員51人以上60人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td>+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(五)定員61人以上70人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td>+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(六)定員71人以上80人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> <td>+〇〇単位</td> </tr> <tr> <td>(七)定員81人以上</td> <td>(〇〇単位)</td> <td>+〇〇単位</td> </tr> </table>	難聴幼児の場合	(一)定員20人	(〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位	+〇〇単位	(二)定員21人以上30人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(三)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(四)定員41人以上	(〇〇単位)	+〇〇単位	知的障害児の場合	(一)定員30人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(二)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(三)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(四)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(五)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(六)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(七)定員81人以上	(〇〇単位)	+〇〇単位	肢体不自由児の場合	(一)定員30人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(二)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(三)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(四)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(五)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(六)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位	(七)定員81人以上	(〇〇単位)	+〇〇単位									
難聴幼児の場合		(一)定員20人	(〇〇単位)				x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位	+〇〇単位																																																											
		(二)定員21人以上30人以下	(〇〇単位)							+〇〇単位																																																											
		(三)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)							+〇〇単位																																																											
	(四)定員41人以上	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
知的障害児の場合	(一)定員30人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(二)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(三)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(四)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(五)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(六)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(七)定員81人以上	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
肢体不自由児の場合	(一)定員30人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(二)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(三)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(四)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(五)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(六)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
	(七)定員81人以上	(〇〇単位)	+〇〇単位																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">家庭運携加算(月2回を限度)</td> <td style="width: 10%;">(1)1時間未満</td> <td style="width: 10%;">(1回につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上</td> <td>(1回につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	家庭運携加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)					(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																																																												
家庭運携加算(月2回を限度)		(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)																																																																		
	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">訪問支援特別加算(月2回を限度)</td> <td style="width: 10%;">(1)1時間未満</td> <td style="width: 10%;">(1回につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上</td> <td>(1回につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)					(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																																																												
訪問支援特別加算(月2回を限度)		(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)																																																																		
	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">食事提供加算</td> <td style="width: 10%;">イ 食事提供加算(Ⅰ)</td> <td style="width: 10%;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 食事提供加算(Ⅱ)</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)					ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																												
食事提供加算		イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																		
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																			
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)						(1回につき 〇〇単位を加算)																																																															
福祉専門職配置加算(仮)						(1日につき〇〇単位を加算)																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="12" style="width: 10%;">栄養士配置加算</td> <td rowspan="6" style="width: 10%;">(1)栄養士配置加算(Ⅰ)</td> <td style="width: 10%;">(一)定員40人以下</td> <td style="width: 10%;">(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(二)定員41人以上50人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(三)定員51人以上60人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(四)定員61人以上70人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(五)定員71人以上80人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(六)定員81人以上</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="width: 10%;">(2)栄養士配置加算(Ⅱ)</td> <td>(一)定員40人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(二)定員41人以上50人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(三)定員51人以上60人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(四)定員61人以上70人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(五)定員71人以上80人以下</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(六)定員81人以上</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	栄養士配置加算	(1)栄養士配置加算(Ⅰ)	(一)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(二)定員41人以上50人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(三)定員51人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(四)定員61人以上70人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(五)定員71人以上80人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(六)定員81人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)				(2)栄養士配置加算(Ⅱ)	(一)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(二)定員41人以上50人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(三)定員51人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(四)定員61人以上70人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(五)定員71人以上80人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)				(六)定員81人以上	(1日につき 〇〇単位を加算)									
栄養士配置加算			(1)栄養士配置加算(Ⅰ)	(一)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																
				(二)定員41人以上50人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																
				(三)定員51人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																
				(四)定員61人以上70人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																
				(五)定員71人以上80人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																
		(六)定員81人以上		(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																	
		(2)栄養士配置加算(Ⅱ)	(一)定員40人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																	
			(二)定員41人以上50人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																	
			(三)定員51人以上60人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																	
			(四)定員61人以上70人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																	
			(五)定員71人以上80人以下	(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																	
	(六)定員81人以上		(1日につき 〇〇単位を加算)																																																																		
事業運営配慮加算(仮)						(1日につき 〇〇単位を加算)																																																															

# ○肢体不自由児施設(入所)給付費

## 現行報酬体系

基本部分	地方公共団 体が設置する 指定肢体不 自由児施設の 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	乳幼児加算	重度肢体不 自由児支援 加算	重度重複障 害児加算	激変緩和加 算
イ 指定肢体不自由児施設(入所)の場合 (136単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +70単位	1日につき +198単位	1日につき +111単位	—

# 改正後報酬体系(案)

基本部分	地方公共団 体が設置する 指定肢体不 自由児施設の 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	乳幼児加算	重度肢体不 自由児支援 加算	重度重複障 害児加算
イ 指定肢体不自由児施設(入所)の場合 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位

福祉専門職配置加算(仮)  
(1日につき〇〇単位を加算)

地域移行加算  
(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)

# ○肢体不自由児施設(通所)給付費

## 現行報酬体系

基本部分	注	注	注	注
	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算	激変緩和加算
肢体不自由児の場合 (316単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +264単位	—
知的障害児の場合				
(1)定員30人以下 (663単位)				
(2)定員31人以上40人以下 (607単位)				
(3)定員41人以上50人以下 (550単位)				
(4)定員51人以上60人以下 (496単位)				
(5)定員61人以上70人以下 (476単位)				
(6)定員71人以上80人以下 (457単位)				
(7)定員81人以上 (436単位)				
難聴幼児の場合				
(1)定員30人以下 (1,019単位)				
(2)定員31人以上40人以下 (937単位)				
(3)定員41人以上 (854単位)				
家庭連携加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)			
	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)			
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)			
	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)			
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 42単位を加算)		
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 58単位を加算)		
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)			

# 改正後報酬体系(案)

基本部分	注	注	注															
	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">肢体不自由児の場合</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">知的障害児の場合</td> <td>(1)定員30人以下 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員41人以上50人以下 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(4)定員51人以上60人以下 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(5)定員61人以上70人以下 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(6)定員71人以上80人以下 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(7)定員81人以上 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">難聴幼児の場合</td> <td>(1)定員20人 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員21人以上30人以下 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(4)定員41人以上 (〇〇単位)</td> </tr> </table>	肢体不自由児の場合	(〇〇単位)	知的障害児の場合	(1)定員30人以下 (〇〇単位)	(2)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)	(3)定員41人以上50人以下 (〇〇単位)	(4)定員51人以上60人以下 (〇〇単位)	(5)定員61人以上70人以下 (〇〇単位)	(6)定員71人以上80人以下 (〇〇単位)	(7)定員81人以上 (〇〇単位)	難聴幼児の場合	(1)定員20人 (〇〇単位)	(2)定員21人以上30人以下 (〇〇単位)	(3)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)	(4)定員41人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位
肢体不自由児の場合	(〇〇単位)																	
知的障害児の場合	(1)定員30人以下 (〇〇単位)																	
	(2)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)																	
	(3)定員41人以上50人以下 (〇〇単位)																	
	(4)定員51人以上60人以下 (〇〇単位)																	
	(5)定員61人以上70人以下 (〇〇単位)																	
	(6)定員71人以上80人以下 (〇〇単位)																	
	(7)定員81人以上 (〇〇単位)																	
難聴幼児の場合	(1)定員20人 (〇〇単位)																	
	(2)定員21人以上30人以下 (〇〇単位)																	
	(3)定員31人以上40人以下 (〇〇単位)																	
	(4)定員41人以上 (〇〇単位)																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">家庭連携加算(月2回を限度)</td> <td>(1)1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訪問支援特別加算(月2回を限度)</td> <td>(1)1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食事提供加算</td> <td>イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #cccccc;">福祉専門職配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #cccccc;">事業運営配慮加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	家庭連携加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)	(2)1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)	訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)	(2)1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)	食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき〇〇単位を加算)	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき〇〇単位を加算)	利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき〇〇単位を加算)		福祉専門職配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)		事業運営配慮加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)				
家庭連携加算(月2回を限度)		(1)1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)																
	(2)1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)																	
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき〇〇単位を加算)																	
	(2)1時間以上 (1回につき〇〇単位を加算)																	
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき〇〇単位を加算)																	
	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき〇〇単位を加算)																	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき〇〇単位を加算)																		
福祉専門職配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)																		
事業運営配慮加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)																		



# ○肢体不自由児療護施設給付費

## 現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度肢体不自由児支援加算	重度重複障害児加算	激変緩和加算
ハ 指定肢体不自由児療護施設の場合	(1)定員50人以下 (699単位) (2)定員51人以上60人以下 (690単位) (3)定員61人以上70人以下 (678単位) (4)定員71人以上 (665単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +198単位	1日につき +111単位	—
入院・外泊時加算	イ 8日目まで	(1)定員60人以下 (320単位) (2)定員61人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (252単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定		
	ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)				
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 561単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可			
	ロ 12日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 1,122単位を加算)				
長期入院等支援加算	12日を超える場合	(1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (126単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可		
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 24単位を加算)	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可			
		(2)定員51人以上60人以下 (1日につき 20単位を加算)				
		(3)定員61人以上70人以下 (1日につき 17単位を加算)				
		(4)定員71人以上80人以下 (1日につき 15単位を加算)				
		(5)定員81人以上90人以下 (1日につき 13単位を加算)				
		(6)定員91人以上100人以下 (1日につき 12単位を加算)				
		(7)定員101人以上110人以下 (1日につき 10単位を加算)				
		(8)定員111人以上120人以下 (1日につき 10単位を加算)				
		(9)定員121人以上130人以下 (1日につき 9単位を加算)				
		(10)定員131人以上140人以下 (1日につき 8単位を加算)				
		(11)定員141人以上150人以下 (1日につき 8単位を加算)				
		(12)定員151人以上160人以下 (1日につき 7単位を加算)				
		(13)定員161人以上170人以下 (1日につき 7単位を加算)				
		(14)定員171人以上180人以下 (1日につき 6単位を加算)				
		(15)定員181人以上190人以下 (1日につき 6単位を加算)				
		(16)定員191人以上 (1日につき 6単位を加算)				
	ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 22単位を加算)				
		(2)定員51人以上60人以下 (1日につき 18単位を加算)				
		(3)定員61人以上70人以下 (1日につき 15単位を加算)				
		(4)定員71人以上80人以下 (1日につき 13単位を加算)				
		(5)定員81人以上90人以下 (1日につき 12単位を加算)				
		(6)定員91人以上100人以下 (1日につき 11単位を加算)				
		(7)定員101人以上110人以下 (1日につき 10単位を加算)				
		(8)定員111人以上120人以下 (1日につき 9単位を加算)				
		(9)定員121人以上130人以下 (1日につき 8単位を加算)				
		(10)定員131人以上140人以下 (1日につき 7単位を加算)				
		(11)定員141人以上150人以下 (1日につき 7単位を加算)				
		(12)定員151人以上160人以下 (1日につき 6単位を加算)				
		(13)定員161人以上170人以下 (1日につき 6単位を加算)				
		(14)定員171人以上180人以下 (1日につき 6単位を加算)				
		(15)定員181人以上190人以下 (1日につき 5単位を加算)				
		(16)定員191人以上 (1日につき 5単位を加算)				
	ハ 栄養管理体制加算(Ⅲ)	(1)定員41人以上50人以下 (1日につき 12単位を加算)				
		(2)定員51人以上60人以下 (1日につき 10単位を加算)				
		(3)定員61人以上70人以下 (1日につき 8単位を加算)				
		(4)定員71人以上80人以下 (1日につき 7単位を加算)				
		(5)定員81人以上90人以下 (1日につき 6単位を加算)				
		(6)定員91人以上100人以下 (1日につき 6単位を加算)				
		(7)定員101人以上110人以下 (1日につき 5単位を加算)				
		(8)定員111人以上120人以下 (1日につき 5単位を加算)				
		(9)定員121人以上130人以下 (1日につき 4単位を加算)				
		(10)定員131人以上140人以下 (1日につき 4単位を加算)				
		(11)定員141人以上150人以下 (1日につき 4単位を加算)				
		(12)定員151人以上160人以下 (1日につき 3単位を加算)				
		(13)定員161人以上170人以下 (1日につき 3単位を加算)				
		(14)定員171人以上180人以下 (1日につき 3単位を加算)				
		(15)定員181人以上190人以下 (1日につき 3単位を加算)				
		(16)定員191人以上 (1日につき 3単位を加算)				

## 改正後報酬体系(案)

基本部分		注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度肢体不自由児支援加算	重度重複障害児加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)
ハ 指定肢体不自由児療護施設の場合	(1)定員50人以下 (〇〇単位) (2)定員51人以上60人以下 (〇〇単位) (3)定員61人以上70人以下 (〇〇単位) (4)定員71人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	+〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位 +〇〇単位
入院・外泊時加算	イ 8日目まで (1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位) ロ 9日目から12日目まで (1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定			
入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 〇〇単位を加算) ロ 12日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 〇〇単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することし、併給不可				
長期入院等支援加算	12日を超える場合 (1)定員60人以下 (〇〇単位) (2)定員61人以上90人以下 (〇〇単位) (3)定員91人以上 (〇〇単位)	x 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することし、併給不可			
福祉専門職配置加算(仮)		(1日につき〇〇単位を加算)				
地域移行加算		(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)				
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) (1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (5)定員71人以上 (1日につき 〇〇単位を加算) ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) (1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (5)定員71人以上 (1日につき 〇〇単位を加算) ハ 栄養士配置加算(Ⅲ) (1)定員40人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (2)定員41人以上50人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (3)定員51人以上60人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (4)定員61人以上70人以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (5)定員71人以上 (1日につき 〇〇単位を加算)					
栄養マネジメント加算(仮)		(1日につき〇〇単位を加算)				

# ○肢体不自由児通園施設給付費

## 現行報酬体系

	注	注	注	注																										
基本部分	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算	激変緩和加算																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">肢体不自由児の場合</td> <td style="width: 85%;"></td> <td rowspan="13" style="text-align: center; vertical-align: middle;">x 965/1000</td> <td rowspan="13" style="text-align: center; vertical-align: middle;">x 70/100</td> <td rowspan="13" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1日につき +264単位</td> <td rowspan="13" style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">知的障害児の場合</td> <td>(1)定員30人以下 ( 316単位 )</td> <td rowspan="7"></td> <td rowspan="7"></td> <td rowspan="7"></td> <td rowspan="7"></td> </tr> <tr> <td>(2)定員31人以上40人以下 ( 663単位 )</td> </tr> <tr> <td>(3)定員41人以上50人以下 ( 607単位 )</td> </tr> <tr> <td>(4)定員51人以上60人以下 ( 550単位 )</td> </tr> <tr> <td>(5)定員61人以上70人以下 ( 496単位 )</td> </tr> <tr> <td>(6)定員71人以上80人以下 ( 476単位 )</td> </tr> <tr> <td>(7)定員81人以上 ( 436単位 )</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">難聴幼児の場合</td> <td>(1)定員30人以下 ( 1,019単位 )</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(2)定員31人以上40人以下 ( 937単位 )</td> </tr> <tr> <td>(3)定員41人以上 ( 854単位 )</td> </tr> </table>	肢体不自由児の場合		x 965/1000	x 70/100	1日につき +264単位	—	知的障害児の場合	(1)定員30人以下 ( 316単位 )					(2)定員31人以上40人以下 ( 663単位 )	(3)定員41人以上50人以下 ( 607単位 )	(4)定員51人以上60人以下 ( 550単位 )	(5)定員61人以上70人以下 ( 496単位 )	(6)定員71人以上80人以下 ( 476単位 )	(7)定員81人以上 ( 436単位 )	難聴幼児の場合	(1)定員30人以下 ( 1,019単位 )					(2)定員31人以上40人以下 ( 937単位 )	(3)定員41人以上 ( 854単位 )				
肢体不自由児の場合		x 965/1000						x 70/100					1日につき +264単位	—																
知的障害児の場合	(1)定員30人以下 ( 316単位 )																													
	(2)定員31人以上40人以下 ( 663単位 )																													
	(3)定員41人以上50人以下 ( 607単位 )																													
	(4)定員51人以上60人以下 ( 550単位 )																													
	(5)定員61人以上70人以下 ( 496単位 )																													
	(6)定員71人以上80人以下 ( 476単位 )																													
	(7)定員81人以上 ( 436単位 )																													
難聴幼児の場合	(1)定員30人以下 ( 1,019単位 )																													
	(2)定員31人以上40人以下 ( 937単位 )																													
	(3)定員41人以上 ( 854単位 )																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">家庭連携加算(月2回を限度)</td> <td>(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)</td> </tr> </table>	家庭連携加算(月2回を限度)						(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)		(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)																					
家庭連携加算(月2回を限度)			(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)																											
	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">訪問支援特別加算(月2回を限度)</td> <td>(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)</td> </tr> </table>	訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)																											
訪問支援特別加算(月2回を限度)		(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)																												
	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">食事提供加算</td> <td>イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 42単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 58単位を加算)</td> </tr> </table>	食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 42単位を加算)	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 58単位を加算)																											
食事提供加算		イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 42単位を加算)																												
	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 58単位を加算)																													
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)																													

# 改正後報酬体系(案)

	注	注	注																														
基本部分	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	幼児加算																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">肢体不自由児の場合</td> <td style="width: 85%;"></td> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">x 965/1000</td> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">x 70/100</td> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1日につき +〇〇単位</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">知的障害児の場合</td> <td>(1)定員30人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員31人以上40人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員41人以上50人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(4)定員51人以上60人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(5)定員61人以上70人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(6)定員71人以上80人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(7)定員81人以上</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">難聴幼児の場合</td> <td>(1)定員20人</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員21人以上30人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員31人以上40人以下</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員41人以上</td> <td>(〇〇単位)</td> </tr> </table>	肢体不自由児の場合		x 965/1000	x 70/100	1日につき +〇〇単位	知的障害児の場合	(1)定員30人以下	(〇〇単位)	(2)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	(3)定員41人以上50人以下	(〇〇単位)	(4)定員51人以上60人以下	(〇〇単位)	(5)定員61人以上70人以下	(〇〇単位)	(6)定員71人以上80人以下	(〇〇単位)	(7)定員81人以上	(〇〇単位)	難聴幼児の場合	(1)定員20人	(〇〇単位)	(2)定員21人以上30人以下	(〇〇単位)	(2)定員31人以上40人以下	(〇〇単位)	(3)定員41人以上	(〇〇単位)				
肢体不自由児の場合		x 965/1000					x 70/100	1日につき +〇〇単位																									
知的障害児の場合	(1)定員30人以下								(〇〇単位)																								
	(2)定員31人以上40人以下								(〇〇単位)																								
	(3)定員41人以上50人以下								(〇〇単位)																								
	(4)定員51人以上60人以下								(〇〇単位)																								
	(5)定員61人以上70人以下								(〇〇単位)																								
	(6)定員71人以上80人以下					(〇〇単位)																											
	(7)定員81人以上					(〇〇単位)																											
難聴幼児の場合	(1)定員20人					(〇〇単位)																											
	(2)定員21人以上30人以下					(〇〇単位)																											
	(2)定員31人以上40人以下					(〇〇単位)																											
	(3)定員41人以上					(〇〇単位)																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">家庭連携加算(月2回を限度)</td> <td>(1)1時間未満</td> <td>(1回につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上</td> <td>(1回につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	家庭連携加算(月2回を限度)					(1)1時間未満			(1回につき 〇〇単位を加算)	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																						
家庭連携加算(月2回を限度)			(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)																													
	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">訪問支援特別加算(月2回を限度)</td> <td>(1)1時間未満</td> <td>(1回につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)1時間以上</td> <td>(1回につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																												
訪問支援特別加算(月2回を限度)		(1)1時間未満	(1回につき 〇〇単位を加算)																														
	(2)1時間以上	(1回につき 〇〇単位を加算)																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">食事提供加算</td> <td>イ 食事提供加算(Ⅰ)</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 食事提供加算(Ⅱ)</td> <td>(1日につき 〇〇単位を加算)</td> </tr> </table>	食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																												
食事提供加算		イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																														
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)																															
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 〇〇単位を加算)																																
福祉専門職配置加算(仮)	(1日につき〇〇単位を加算)																																
事業運営配慮加算	(1日につき 〇〇単位を加算)																																

# ○指定医療機関(肢体不自由児)給付費

## 現行報酬体系

	注	注	注	注
基本部分	乳幼児加算	重度肢体不自由児支援加算	重度重複障害児加算	激変緩和加算
□ 指定医療機関(肢体不自由児)の場合 (111単位)	1日につき +70単位	1日につき +198単位	1日につき +111単位	—

## 改正後報酬体系(案)

	注	注	注
基本部分	乳幼児加算	重度肢体不自由児支援加算	重度重複障害児加算
□ 指定医療機関(肢体不自由児)の場合 (〇〇単位)	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位
<b>地域移行加算</b> (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)			
<b>福祉専門職配置加算(仮)</b> (1日につき〇〇単位を加算)			

# ○重症心身障害児施設給付費

## 現行報酬体系

	注	注	注
基本部分	地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	激変緩和加算
指定重症心身障害児施設 (862単位)	x 965/1000	x 70/100	—

# 改正後報酬体系(案)

	注	注
基本部分	地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合
指定重症心身障害児施設 (〇〇単位)	x 965/1000	x 70/100
福祉専門職配置加算(仮) (1日につき〇〇単位を加算)		
地域移行加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)		



# ○指定医療機関(重症心身障害児)給付費

## 現行報酬体系

基本部分	注 激変緩和加算
指定医療機関(重症心身障害児) (862単位)	—

## 改正後報酬体系(案)

基本部分

指定医療機関(重症心身障害児)

(〇〇単位)

福祉専門職配置加算(仮)

(1日につき〇〇単位を加算)

地域移行加算

(入所中1回、退所後1回を限度として、〇〇単位を加算)